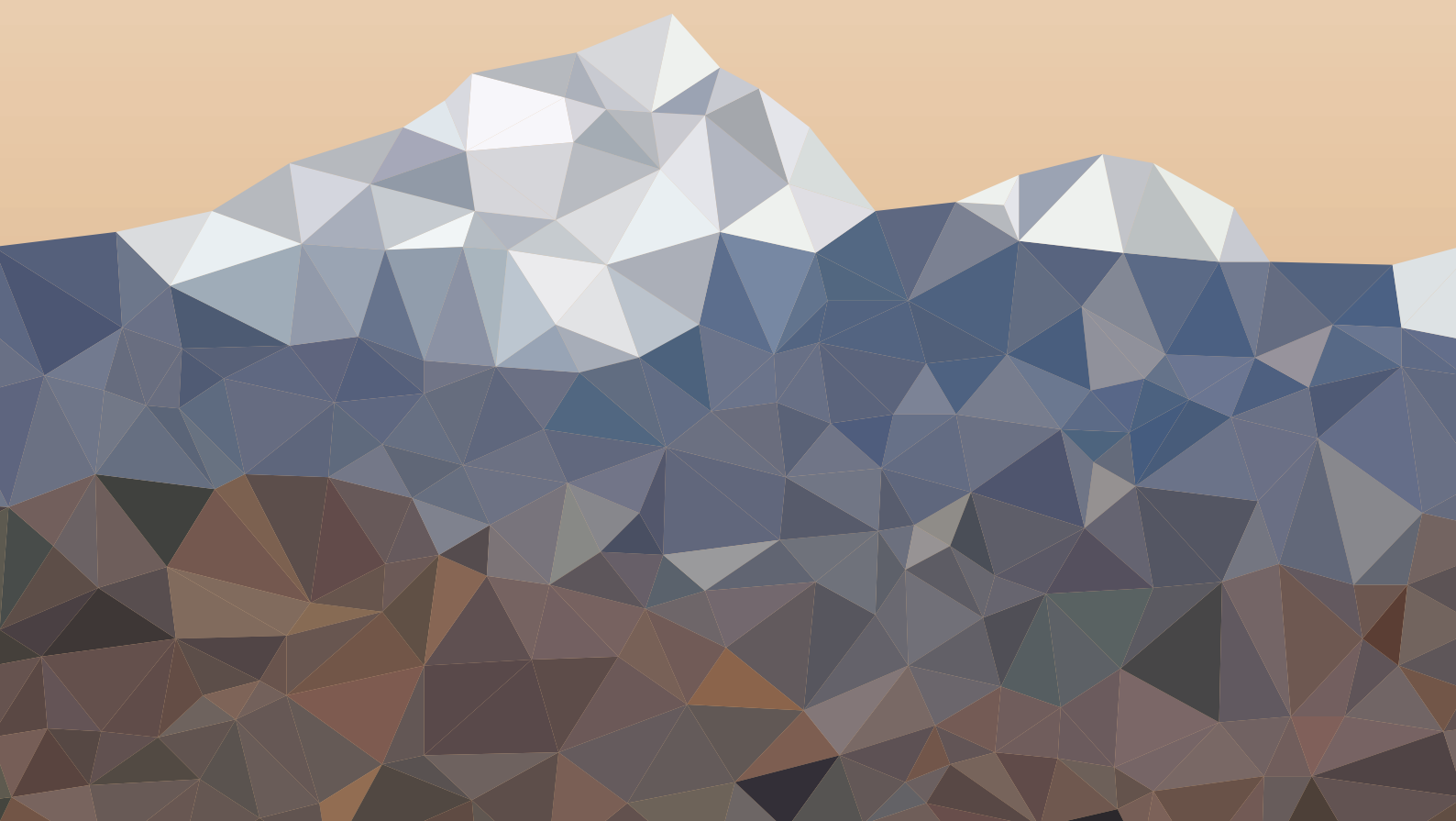


令和6年度

J A 長野 八ヶ岳の現況

DISCLOSURE REPORT



長野八ヶ岳農業協同組合

基本理念

太陽の恵みの一番近くに

基本理念とはその団体が存続する限り、永遠のテーマとして作用する信念です。この理念をＪＡ役職員はもちろん、組合員の皆さまにも共有して頂き、社会に対しＪＡ長野ハケ岳の存在が広く認知されることを目的としております。

存在理念

私たちは組合員の暮らしに安全と豊かさを提供し、地域社会に貢献します。

- 協同の輪を広げ互いに支え合い、心豊かな暮らしを創造します。
- 日本一の高原野菜王国として『食』の安全を守る農業を振興します。
- 豊かな大地、清らかな水、澄んだ空気を守り、未来の仲間へつないでいきます。

経営理念

私たちは開かれた組織を構築し、利用者への満足の提供を実践します。

- 健全経営を推し進め、利用者に信頼される協同組織として存続します。
- 組合員の声を生かす民主的な運営により、透明で開かれた組織を築きます。
- 利用者のニーズに応え、満足される質の高いサービスを提供します。

行動理念

私たちは地域に誇れるＪＡを確立するために行動します。

- 地域の皆さんの声から行動を始めます。
- 創意と工夫により、時代の変化に迅速に対応します。
- 職員の能力を引き出し、いきいきと働ける職場環境を創造します。

目 次

ごあいさつ	1
業 績	2
事業方針	4
法令遵守の体制	7
個人情報保護方針	8
金融商品の勧誘方針	9
貸出運営についての考え方	10
ＪＡバンク基本方針に基づく『ＪＡバンクシステム』	10
リスク管理体制	11
業務・事務の効率化への取り組み	14
社会的責任への取り組み	14
地域貢献情報	15
農業振興活動	16
ＪＡ自己改革の取り組み	16
事業のご案内	17
主な手数料	22
当組合の組織	23
会計監査人の氏名又は名称	27
特定信用事業代理業者の状況	27
地 区	27
店舗一覧	27
沿革・歩み	28
資 料 編	29
確 認 書	122

※ 本ディスクロージャー誌は農業協同組合法第54条の3に基づき記載しております。

※ 本ディスクロージャー誌の数値は表示単位未満を切り捨てております。

■ ごあいさつ ■



組合員の皆さまにおかれましては、日頃より J A 運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本冊子は、金融事業を主体に昨年度の実績等を併記し作成したものです。ご一読いただき、当組合に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

令和 6 年度事業概況は、厳しい生産販売環境の中、農畜産物販売高 263.0 億円（前年対比 102.7%）の取り扱いとなりました。決算状況は事業総利益が前年比 99.2%、事業利益は前年比 89.5% と前年度を下回る結果となりました。組合員の皆さまの J A へのご理解と生産者の皆さまの J A 運営へのご協力に対して厚く敬意と感謝を申し上げます。

令和 6 年度は中期計画（令和 4 年度～令和 6 年度）の最終年度として、「農業生産基盤の強化による産地の維持」「組合員と J A のつながりの強化」「総合事業を支える J A 経営基盤の確立」の 3 つの基本方針により計画を実践してまいりました。

令和 7 年度は新たな中期計画（令和 7 年度～令和 9 年度）実践初年度となります。設定にあたり「農業」分野の取り組みとして「魅力ある農業経営と活気ある産地づくり」、「組織」「経営」分野の取り組みとして「食」と「農」を基軸とした J A 仲間づくり」「事業戦略を支える経営原動力の進化」を基本目標とし、様々な課題に取り組んでまいります。

一方で、農業を取り巻く環境は、国際情勢の変化や円安の影響を受け、燃料や飼料・肥料などの生産資材価格が高騰し、経営環境は依然として厳しい状況が続いています。このような社会情勢の中ではありますが、地域農業の振興を第一として、各事業を通じて地域貢献を目指し、組合員の皆さまとの懇談を通じて健全性の高い経営の確保に取り組んでまいります。

結びに組合員皆さまのご健勝とご多幸を祈念し、今後もより一層 J A 活動へのご支援とご参画をお願い申し上げます。

令和 7 年 6 月

長野八ヶ岳農業協同組合

代表理事組合長 津金 一成

■ 業 績

① 事業の概況

- 野菜販売事業は生産コスト、人件費、燃料などの高止まりが続き農家経営を圧迫している状況が続きました。本年度も異常気象が常態化する中ではありましたが、出荷数量は 1,942 万ケース、販売金額で 228.9 億円となりました。しかし、本年度もレタス類の廃棄事業が発動され、レタス 3 千ケース、サニー・リーフで 5 千ケースの廃棄となりました。対策として消費宣伝活動を行うとともに、出荷数量コントロールや事前売り込みを行いました。

青果物のコスト上昇分の価格転嫁については小売りの販売競争等もあり販売価格への反映は難しいのが現状ですが、量販店も少しずつ理解が進み、売価のベースUPがされつつあります。販売結果については畜産酪農、花卉、菌茸、米を含め売上金額263.0億円となりました。

- 信用事業は、J Aバンクならではの金融仲介機能を最大限発揮すべく、貯金独自キャンペーンの実施、J Aカード・J Aバンクアプリ・ネットバンク・法人ネットバンク・通帳レス機能の普及による利便性の向上などに取り組みました。また、貸出金については、J Aバンク利子助成・保証料助成制度を活用した農業資金対応と新規顧客の拡大を目標とした住宅・小口ローンの独自キャンペーンを行った結果、貯金残高 872.3 億円、貸出金残高 153.8 億円となりました。
- 共済事業は、組合員・利用者本位に、寄り添う活動を中心とした推進活動の展開により均質な契約者サービスの提供による事業基盤の維持・拡大を基本方針として、新規契約を中心とした4基盤目標を設定し、めざすべき保有高確保に向けて、3Q訪問・あんしんチェック活動に取り組みました。また、デジタル技術の活用により事務手続きの利便性向上と業務効率化に取り組んだ結果、長期共済新契約高は 61.5 億円、支払われた共済金は 27.6 億円となりました。
- 生産購買事業は、ウクライナ情勢や円安により端を発した、生産資材価格の高騰・高止まりは依然として続いており、国・県の助成は昨年より縮小される中で、生産資材独自奨励・市況対策等を実施し資材価格の抑制を行いました。結果として事業実績は 65.3 億円、前年対比 97.6%、計画対比 101.9%となりました。
- 農機事業は、円安の影響により農機具本体、部品等の値上げが続いたことからトラクター等の台数が減少し、供給高 8.3 億円、前年対比 83.6%、計画対比 93.2%。修理整備台数は担当職員が 1 名減になりましたが 3,560 台、前年対比 95.9%となりました。
- 生活購買事業（渉外センター、ななちゃんのお店）は、5 月末にて「まごころ宅配」が A コープへ移管し供給減となり、供給高は 1.3 億円、前年対比 85.1%となりました。耐久資材は新聞折り込みや広報誌での広告を出し、一定の成果を得て供給実績 3.7 億円、前年対比 100.8%となりました。

燃料事業は、令和5年度同様、小売り価格が前年度より高価で推移しましたが、数量も全油種で前年同等の供給高14.8億円、前年比100.0%となりました。また、燃料事業継続に向けて随時老朽化施設の改修や施設内機器の更新を行いました。

LPG事業は、保安推進業務と期限管理の強化により、組合員の皆様が安心・安全に使用できるLPガスの供給に努めました。今年度は、昨年度に引き続き長野県LPガス協会の価格高騰対策事業に参画し、対象の利用者様について12月ガス検針分の供給に補助を行いました。

自動車事業は、車検台数は前年度488台から今年度454台と減少しました、供給実績は今年度0.7億

円、前年対比86.0%となりました。

葬祭事業は、現在家族葬や小規模葬が主流傾向となっておりコロナ禍前の供給実績には戻っていないのが現状ですが、今年度の供給実績2.3億円、前年対比113.0%となりました。あおぞら虹の会員数は累計353名と順調に増加しております。

② 組合が対処すべき重要な課題

J Aを取り巻く情勢は、人口減少や高齢化の進行に伴う事業量の減少、農家戸数の減少に加え、異常気象が及ぼす甚大な被害の農業生産基盤に対する影響、国際情勢による影響などは計り知れません。

令和元年5月末をもって「農協改革集中推進期間」は終了を迎えたものの、法制度に関する論点は結論を得ておらず、引き続き農協改革の着実な実践を進めることが求められております。

社会・環境・経済がどのように変化しても「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」として地域と共に存在し、「組合員の願いや思い」を実現するため「事業の利用や運営への参画と活動への参加」を通じて下記の事項を重要な課題としております。

○ 自己改革の実践について

3カ年計画の着実な実践などを通じ、「不断の自己改革」に取り組み、J Aの将来にわたる「自律的な事業」「総合事業維持」に向けた取り組み

○ 農業所得の増大について

農業生産基盤の強化を目的として、需要に応じた適正生産対策の実践と競合産地に対する生産振興・消費拡大対策と消費者に信頼される安全・安心な農畜産物の生産・供給、コスト削減や技術・経営支援への取り組み、安定した農業経営の確立

○ 組合員の願いを実現する取り組みについて

協同活動の充実等と組合員とのつながり強化を図り、組合員との対話運動により、組合員の声をJ A運営に反映させる仕組みの強化

○ 暮らしと地域づくりについて

様々な事業を総合的に結び付けた地域密着型の事業展開により、豊かで安全・安心な暮らしと地域づくりへの貢献

なお、当事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載しております。

■ 事業方針

J A長野八ヶ岳は、長期ビジョン『食と農で地域に笑顔をつくります』の実現に向け、今年度は3ヵ年の中期計画により事業を実践する初年度となります。

J Aを取り巻く状況は、続く円安や諸外国における情勢不安などによる資材価格の高騰によって、農業経営に大きな影響を及ぼしています。また、深刻な担い手不足などの農業生産基盤の縮小・地球温暖化・自然災害の激甚化など、農業環境は、かつてない速さで変化するとともに、厳しさを増しています。

構造的変化が急速に進む中で、農家所得増大、持続可能な地域農業の実現に貢献していくため、協同の力を通じて、持続可能な地域農業の未来をリードしていく必要があります。営農基盤の強化・組合員とのつながり強化・経営基盤の強化を全体目標として活動を展開します。

今年度は、令和4年度からの中期計画の総括を行い、次期中期計画の実践に取り組み、社会情勢を注視しながら役職員一丸となって、スピード感をもって取り組んでまいります。

1. 魅力ある農業経営と活気ある産地づくり

安心して農業が続けられるよう、農業者の所得向上と地域農業の振興による『農業生産の維持・拡大』への取り組み

2. 「食」と「農」を基軸としたJA仲間づくり

地域・組合員から必要とされるJ Aであり続けるために、『事業活動・協同活動を通じた地域社会貢献』への取り組み

3. 事業戦略を支える経営原動力の進化

J Aが総合事業体として農業を守り発展させていくために、将来にわたり安定的で継続的な事業構造構築による『経営基盤の強化』への取り組み

～地域農業・地域社会の発展のために、J A長野八ヶ岳は役割を発揮し続けます～

J A長野八ヶ岳は農畜産物の恒久産地に向け、「日本一の高原野菜産地」「持続可能な農業」を目指しています。今後とも地域農業の振興を第一として、各事業を通じて地域貢献に取り組んでまいります。

当組合では、法令等遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合を利用いただくために「内部統制基本方針」を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。今年度の運用状況の概要は、各項目下段に「運用状況について」と記載のあるとおりです。

内部統制基本方針

当組合は、組合員および利用者等からの信頼を得るために、「コンプライアンス(法令等遵守)の確保」「財務報告の信頼性の確保」「業務の有効性・効率性の確保」および「資産の保全」に努め、事業活動を行ううえで生じるリスクを把握し、適切に対応する体制（内部統制システム）を構築し運用します。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及びコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止および排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ホットライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公開の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

【運用状況について】

組合の基本理念の実践として、コンプライアンス基本方針、役職員の行動規範を定め、定期的開催するコンプライアンス研修会等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。法令等遵守や、重大な法令違反等が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を構築・運用しています。また、自主（自店）検査、反社会的勢力等への対応強化、内部監査の実施、ホットライン（内部通報制度）の設置・運営により不法行為の未然防止や早期発見に努めています。更に監事による監査が実施されています。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ 情報セキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

【運用状況について】

情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っています。また、情報セキュリティ対策として、インタ

ーネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページWebサイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築およびFirewallの脆弱性管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

【運用状況について】

コンプライアンス管理体制の確立や固有リスクの評価を通じて組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに、理事会等で定期的に協議・検討を行っています。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

【運用状況について】

業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしています。

中期計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握しています。また、人事労務基本方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいます。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を遂行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

【運用状況について】

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援しています。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

【運用状況について】

所管部署を中心に内部統制を構築・運用し、適切かつ効率的に業務を執行しております。また、子会社における内部統制整備の構築に向けた支援を行っています。

子会社管理規程を制定し、事業検討会において、事業計画策定の検討及び業務の遂行状況を

適正に把握し、必要な指導・助言を行っています。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 計算書類（財務諸表）の適正性、計算書類（財務諸表）作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

【運用状況について】

財務諸表の正確性・内部監査の有効性につき組合長及び財務担当理事（常務）が確認を行い、財務情報の信頼性の確保及びそのための実効的体制の構築・運用を図っています。

また、組合の事業成績や財務情報に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項については、常勤理事と会計監査人との間で適切に情報が共有されています。

その他、経理規程等を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積もりを行うように努めており、適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めています。また、法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めています。

■ 法令遵守の体制

J Aは信用事業をはじめ共済事業、購買事業、販売事業等様々な事業を行っております。その中でも信用事業は業務内容やリスクが多様化・複雑化しており、当J Aも金融機関の一員として徹底した自己規律、自助努力が要請され、合わせて業務運営の透明性を高めていくことが求められております。

このために最も重視しなければならないのは、農業協同組合法をはじめ様々な事業に関連した法令及び当J Aが定めた定款・諸規程であることを認識し、これらを遵守することが社会の一員としての責務と考えております。

① 法令遵守に対する基本方針

J Aは、農業者の相互扶助組織として、組合員の農業と生活全般にわたる各種の事業活動を通じて、わが国農業の発展と地域経済・社会に寄与するという社会的責任を負っています。また金融機関としてのJ Aは、業務の公共性から信用を維持し貯金者の保護を確保すると共に、金融の円滑化のためその業務の健全かつ適切な運営を確保するという公共的使命を担っています。

J A長野八ヶ岳は、こうした社会的責任や公共的使命を適正に遂行するとともに、J Aが健全に発展するうえで全役職員が法令のみならず当然守られるべき社会的倫理を遵守することを宣明し、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置付けます。

② 法令遵守の体制

そこで、法令及び社会的規範の遵守について代表理事組合長をはじめとした全役職員が常に自覚するとともに、職制の中で相互に法令遵守状況をチェックする体制を整えております。そのためのコンプライアンス研修会も年2回実施しております。

■ 個人情報保護方針

組織・管理体制の確立

当組合は、個人情報取扱事業者に課せられる義務と責任を果たすため、個人情報保護管理者を置き、個人情報の安全管理について、内部規程、監査体制の整備等を行っています。

I. 長野ハヶ岳農業協同組合 個人情報保護方針

(平成17年2月22日制定、令和4年4月1日最終改定)

長野ハヶ岳農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責任であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ職員及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同

意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報、（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

II. 情報セキュリティ基本方針

（平成17年2月22日制定、平成27年10月29日最終改定）

長野八ヶ岳農業協同組合（以下、当組合という。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

III. 個人情報保護法等に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護法等に基づく公表事項等につきましては、J A長野八ヶ岳のホームページをご覧ください。（<https://www.ja-yatugatake.iijan.or.jp/>）

■ 金融商品の勧誘方針

J A長野八ヶ岳は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場にたった勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。

2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など、重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供したりするなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ 貸出運営についての考え方

当JAでは、組合員の皆さまを中心に家計のメインバンクとしてお取引いただくため、ライフスタイルに合わせた住宅・教育・自動車ローンなどの各種ローンと住宅金融支援機構資金等をご用意し、金融の専門知識を身につけた担当者が融資のご相談にお応えしております。

また、豊富な資金量で組合員および農業関連団体の皆さまはもとより、地域経済を支える地元企業の皆さまにも様々な用途の資金をご用意し、生活や農業生産活動、地域開発や地域活性化のための融資を積極的に行っております。

更に、当JAでは金融の自由化・国際化の進展にともない、企業や金融をベースにした質の高い各種情報や経営のアドバイス等のサービスに努め、多様化するお客様のニーズにお応えするよう取り組んでおります。

■ JAバンク基本方針に基づく「JAバンクシステム」

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2024年3月末現在で4,785億円となっています。

■ リスク管理体制

◎ リスク管理体制

[リスク管理基本方針等]

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく『経営リスク管理規程』を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンドリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

1. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、リスク統括室を設置し本支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については『資産の償却・引当基準』に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの

保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基き、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行をしているかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

5. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等をおこすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査（自店点検）を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え『システム障害対応マニュアル』を策定しています。

◎ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◎ 金融ADR制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

- ・当JAの苦情等受付窓口

電話：0267-91-1112 月曜～金曜日 午前9時～午後5時（金融機関の休日を除く）

2 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・信用事業

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

1の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。なお、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等でご利用いただくことが可能です。

- ・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。また、1の窓口にお問い合わせ下さい。

◎ 金融円滑化にかかる基本方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当JAは、お客様からの新規融資や貸出条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況ならびに財産および収入の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

- 2 当JAは、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。

- 3 当JAは、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努め

ます。

- 4 当 J A は、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 当 J A は、お客様からの新規融資や貸出条件の変更等の申込み、事業再生 A D R 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。
- 6 当 J A は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には

- （１）常勤役員・室部長・支所長を構成員とする「企画会議」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - （２）金融共済担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - （３）各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ 業務・事務の効率化への取り組み

◎ JASTEM対応について

全国 J A の共同運営により、信用事業システム『JASTEM（ジャステム）』を構築・運用することでシステム開発コストの削減を図り、利用者の皆さまに対して、多様な金融商品・サービスの提供が可能となっております。

◎ 為替イメージシステム

J A 窓口で受け付けた振込依頼書をスキャナで信連の為替センターへ送信し、信連が為替イメージシステムにより為替通知等を作成することにより、正確で効率的な為替手続が可能となっております。

◎ 全国印鑑システム

印鑑照合システムにより、J A 窓口で受け付けた印鑑届の署名・印影を画像データ化し、従来通りネット取引サービスの提供を可能としながら通帳副印鑑を廃止しています。印鑑情報の不正入手による犯罪を防止すると共に、窓口業務の時間短縮を図ることができます。

■ 社会的責任への取り組み

J A 長野八ヶ岳は地域の農業を振興し、環境、文化、福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる心豊かな地域社会を目指して日々活動しております。そして、職員一人一人が協同の理念と実践を通じて、地域社会の一員であることを認識し、各地区における公民館、消防団、スポーツ、文化活動、生産部会、青少年育成等に積極的に参加し、その役割を果たしております。

こうした活動は地域に根ざした J A を標榜する J A 長野八ヶ岳にとって必要不可欠なものであり、J A 長野八ヶ岳はこれからも地域の生産、生活、文化、福祉の拠点として、組合員および地域の皆さ

まのための活動の輪を広げてまいります。

■ 地域貢献情報

○ 全般に関する事項

当組合は、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまからお預かりした、大切な財産である『貯金』を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

○ 地域からの資金調達の状況

地域の皆さまからお預かりした貯金・積金の残高は令和6年度末において87,239,072千円となっております。

○ 地域への資金供給の状況

地域の皆さまへの貸出金の残高は、令和6年度末において15,386,365千円となっております。その内訳は、組合員等への資金供給8,600,699千円、地方公共団体等2,085,374千円、員外等その他が4,700,292千円です。

地域農業者等の資金ニーズに併せ、農業施設の建設、農業器具機械の購入資金に対応する農業近代化資金等の制度融資や農業経営の安定を目的とした営農資金等、農業経営向上のため幅広い資金対応を行っております。また、生活資金においては県下統一ローンのほか、農協独自要綱による資金を用意し、地域住民の皆さまの生活の向上に貢献できるよう努力しております。

○ 地域密着型金融への取り組み

（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む）

- (1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針
 - ・当組合では、「金融円滑化にかかる基本方針」を制定し、お客様の経営相談等、経営改善に向けた取り組み支援を行っております。
- (2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備
 - ・お客様からの経営支援にかかる相談窓口を、金融共済部及び北相木支所を除く各支所窓口を設置し、お伺いする態勢を整備しております。
- (3) 農山村等地域活性化のための融資をはじめとする支援
 - ・農業者の多様なニーズに応じていくため、営農部門等と連携を図り、農業者への支援を行っております。
- (4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援
 - ・経営不振農家に対する経営相談、支援を行っております。

○ 文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化との関わりとして、地域行事への参画、学校給食への地元農産物の提供に係る支援、

農業体験教室、各種農業関連イベントなどの開催等、農業を通じた地域との交流を積極的に行なっております。また、年金受給者を対象に『年金友の会』を組織し、研修会、ゲートボール大会等を開催するなど、地域の皆さまの繋がりに役立てるような活動を行なっております。

今後も引き続き、地域の皆さまに貢献できるよう広報誌などを通じた情報提供に心掛け、更には支所の充実を図ることにより、より一層の地域貢献ができるよう努力いたします。

■ 農業振興活動

○ 地域農業振興の取り組み

- (1) 当 J A を含む長野県 J A バンクでは県域サポート支援事業において、農業生産振興や販売力強化、コスト削減など農業所得増大に向けた支援を行っています。
 - ・農業近代化資金、J A アグリマイティーローン等の保証料助成
(令和 6 年度取り扱い 95 件)
 - ・農業近代化資金
(令和 6 年度取り扱い 30 件 265,650 千円)
 - ・J A アグリマイティーローン
(令和 6 年度取り扱い 58 件 251,200 千円)
- (2) 農業所得増大と地域活性化に貢献し、農業と地域のくらしをつなぐ J A バンクを目指します。

○ 農業所得増大に向けた取り組み

- (1) 農業所得増大に向けて、農畜産物の生産量の維持と計画生産の推進、販売チャネルの強化、総合的な生産コストの低減等について取り組みを行っています。
 - ・地域行政や県内 J A とのコラボレーションによるトップセールスや、SNS やマスメディアを利用した宣伝活動
 - ・実需者要請に合わせた認証制度（GLOBAL G.A.P. 等）の取得による販売チャネルの拡大
 - ・全農との系統利用による卸売会社への連携強化を行い、集荷販売を行い実需者への品目提案の強化
 - ・地元産の乳製品・食肉の販売・管内小学校へのミルメーク配布を行い牛乳の消費拡大活動及び理解醸成活動
- (2) 恒久産地に向け、地域農業を支える担い手づくりと農畜産物総合供給産地としての産地づくりを進めます。営農支援プラットフォーム「あい作」や J A グループ開発システムなど効率化、省力化に向けた検証と導入を行います。
- (3) 農家手取りの向上を追求し、金融部門や関係機関と連携し多面的な経営支援体制により経営の安定と継続に取り組みます。
 - ・畜産農家の生産基盤維持に向けた牛の導入支援等の取り組み
- (4) 安全で信頼性の高い資材を安定的に提供できる事業構築を図ります。
 - ・J A 生産資材独自奨励の継続により価格の抑制を図ります
 - ・省力型 B B 肥料「わたしの肥料」の推進

■ J A 自己改革の取り組み

○ 組合員・地域の皆さまと共に「農業」「くらし」「J A」「共感」をつくります。

J A 長野八ヶ岳では組合員の皆さまとの対話を通じ、農業生産基盤の強化による産地の維持、組合員と J A のつながりの強化、総合事業を支える J A 経営基盤の確立に向けて引き続き不断の自己改革に取り組み、地域に根差した組織、総合事業の堅持と利用者に必要とされる J A であり続けるために、主役である組合員の皆さまと共に歩みます。

■ 事業のご案内

本冊子は、信用事業を中心にした情報提供を主な目的としていますので、信用事業以外の事業のご案内は省略させていただきます。

信用事業以外の事業内容については本誌資料編、又は第25回通常総代会資料をご覧ください。総代会資料は金融窓口にご用意しておりますので、お気軽にお申しつけください。

○ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、J A・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、J Aバンクとして大きな力を発揮しています。

【貯金業務】

組合員の皆さまをはじめ地域住民・事業主の皆さまから貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

当J Aは長野県の収納代理金融機関を始めとし、5町村の指定金融機関（小海町は指定代理金融機関）としての役割を果たすとともに、各種税金、国民年金等の収納事務を通じて広く皆さまにご利用いただいております。

【貸出業務】

組合員の皆さまへの貸出をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を貸出しています。

また地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに住宅金融支援機構、（株）日本政策金融公庫等の融資の申込みのお取次ぎもしています。

貯金商品一覧表

貯金の種類		特 色	期 間	お預け入れ金額
当座貯金		・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	制限はありません	1円以上
普通貯金		・お財布代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また給与・年金等のお受取口座として最適です。	制限はありません	1円以上
普通貯金無利息型 (決済用)		・無利息、要求払い、決済サービスの提供の3要件を満たす貯金でペイオフ全面解禁以降も貯金保険制度による全額保護の対象となります。新規の申し込みはもちろん、ご利用中の普通貯金から通帳等を変更することなくお切り換えいただけます。	制限はありません	1円以上
総合口座		・定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を一冊の通帳にセットした貯金です。もし、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90% (最高300万円) まで自動的にご用立ていたします。ご用立ての際の利率は、お預け入れ定期貯金の利率に0.5%を加えた利率となります。(定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります。)	各期間	各種金額設定による
定期貯金	期日指定定期貯金	・自由金利で1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。	最長3年	1円以上 300万円未満
	大口定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。	1ヶ月以上10年以内	1,000万円以上
	スーパー定期	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。	1ヶ月以上10年以内	1円以上
	変動金利定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定されますが、6ヶ月毎に金利がその時点の金利動向により変更されます。	2・3年	1円以上
積立定期貯金	積立式定期貯金 エンドレス型	・積立期間や満期日を定めずエンドレス方式で積立を行います。個人の場合は期日指定定期貯金、法人の場合はスーパー定期貯金で積立いたします。必要な時に一部払ができます。	制限はありません	1円以上
	一般財形貯金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによるお積立となります。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	・退職後の生活に備えて資金づくりに最適です。財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
定期積金		・毎月一定額のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上5年以内	1,000円以上
貯蓄貯金		・金額階層別に適用金利を設定し、預入残高に応じて高くなる金利を適用します。	制限はありません	1円以上
通知貯金		・1週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上
納税準備貯金		・税金の納付に備えるための貯金です。	入金はいつでも	1円以上

融資商品一覧表

(1) 住宅関連ローン

ローンの種類		お使いみち	ご融資金額	返済期間	返済方法	担保・保証人
住宅ローン	固定金利型	住宅の新築・増改築資金や土地・建売住宅・マンション・中古住宅の購入資金などにご利用いただけます。	1億円以内	25年以内	元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	担保：土地・建物 保証人：農業信用基金協会が保証しますので、原則として必要ありません。
	変動金利型	適用利率は一定基準にしたがって自動的に変更されます。		50年以内	元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	
	固定変動選択型	金利情勢に応じて、一定期間(3年・5年・10年・15年・20年)固定を選択してご利用いただけます。				
リフォームローン	固定金利型	既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金にご利用いただけます。 ○他金融機関からの借換資金としてご利用いただけます。	1,500万円以内	15年以内	元利均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	担保：必要ありません 保証人：農業信用基金協会が保証しますので、原則として必要ありません。
	変動金利型					

(2) その他のローン

ローンの種類		お使いみち	ご融資金額	返済期間	返済方法	担保・保証人
教育ローン	固定金利型	入学金・授業料・学費および生活資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	元利均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	担保：必要ありません 保証人：農業信用基金協会が保証しますので、原則として必要ありません。
	変動金利型					
マイカーローン	固定金利型	車の購入はもちろん車検・ガレージ・免許証の取得など車のことならなんでもご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内		
	変動金利型					
カードローン「LIP」		生活に必要な資金にご利用いただけます。(負債整理資金・事業資金等は除きます。)	10万円以上50万円以内	2年契約(自動更新)	約定返済 任意返済	
農機ハウスローン	固定金利型	農機具の購入資金及び他金融機関の農機具ローンからの借換、ハウス・格納庫・発電設備等の建設資金にご利用いただけます。	1,800万円以内	10年以内	元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	
アイテリマローン	固定金利型	JA独自による低金利の農業振興資金です。	1億円以内	10年以内	元利均等返済 元金均等返済	
	変動金利型			15年以内		
農業経営ローン(ゆたか)		農業生産に直結する運転資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	1年更新	利用口座へ入金	

（３）各種制度資金

金 融 機 関 等	資 金 名
（株）日本政策金融公庫	経営体育成強化資金、畜産経営環境調和推進資金
	農林漁業セーフティネット資金、資本性ローン
	スーパーL資金、スーパーS資金、特別振興資金
	農林漁業施設資金、振興山村・過疎地域経営改善資金
	食品流通改善資金、中山間地域活性化資金
	特定農産加工資金、新規用途事業等資金
	教育資金、青年等就農資金、農業改良資金、その他
住 宅 金 融 支 援 機 構	マイホーム資金融資（個人共同貸付を除く）
	マンション購入融資、建売住宅購入融資
	リフォーム融資、リ・ユース住宅購入融資
	財形住宅融資、機構融資付分譲住宅購入融資、その他

【為替業務】

全国のＪＡ・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通して全国どこの金融機関にも送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

【証券窓口販売業務】

国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱いを全支所で実施しています。

証券投資信託の窓口販売の取り扱いを３店舗（小海支所、川上支所、南牧支所）で実施しています。

証券窓口販売

種 類	内 容
長期・中期利付国債	国が発行する債券で、２年・５年・１０年の期間で、お客さまの希望する投資期間に合わせて選択ができます。発行時に設定された利率で利子が半年に１回支払われる固定利付型です。
個人向け国債	国が個人のお客さまを対象として発行する債券で、現在「個人向け国債（変動１０年）」、「個人向け国債（固定５年・３年）」のタイプがあります。 「個人向け国債（変動１０年）」は半年に１回支払われる利子の適用利率が、市場の実勢金利に応じて変動する変動利付型です。 「個人向け国債（固定５年・３年）」は発行時に設定された利率で利子が半年に１回支払われる固定利付型です。
投資信託	多くのお客さまから申し込みいただいた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が株式や債券等に分散して投資し、その成果をお客さまに還元する仕組みの商品です。 お客さまの投資目的、投資経験、リスク許容度等にあわせ、日本国内外の債券、株式、不動産等さまざまなファンドを取り扱いしております。（少額投資非課税制度「つみたて投資枠・成長投資枠」の取り扱いもごございます。）

【サービス・その他】

当組合では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払い、事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、全国のJAでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに務めています。

その他の商品・サービス

項 目	内 容
JAキャッシュサービス	JAのキャッシュカードがあれば全国のJA・信連・農林中金・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金のCD（現金自動支払機）、ATM（現金自動預入・支払機）で、現金のお引き出し、現金のお預入れ（ATM）、残高照会ができます。 また、お近くのセブン銀行・イーネット・ローソン・ゆうちょ銀行のATMでの入出金、残高照会のサービスをご利用いただけます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、高校授業料、水道料など、普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
クレジットカード (JAカード)	お買物、ご旅行、お食事など、お客様のサインひとつでご利用いただけます。またお金が必要なときはキャッシングサービスも受けられる便利なカードです。またキャッシュカードとクレジットカード双方の機能を持つ一体型カードのお取り扱いもしております。
JAネットバンク (個人向け)	JAバンクがご提供するインターネットバンキングです。窓口やATMに行かなくても、パソコン・スマートフォンからインターネットを通じてアクセスするだけで、残高照会やお振り込みなどの各種サービスを気軽にご利用いただけます。
法人JAネットバンク	JAバンクがご提供する法人向けのインターネットバンキングです。残高照会、振り込み・振り替えはもちろん、一回の操作でまとめて給与振込や口座振替などがオフィスのパソコンでご利用いただけます。
JAバンクアプリ	アプリをダウンロードして登録していただければスマートフォンから、口座残高のチェックや明細の照会、払込票・決済サービス、ネットバンクに簡単にアクセスができるサービスです。
来店予約システム	JA長野八ヶ岳ホームページ内の専用バナーもしくは、専用チラシからスマートフォン・パソコンを利用して来店のご予約が可能です。待ち時間を少なく、優先的にご相談が可能なサービスとなります。

■ 主な手数料

為替手数料（1件又は1通につき）

種 類		他 J A 宛	他行宛
振 込	3 万円未満	窓口利用 220円	電信扱 窓口利用 550円
		(自動送金利用) 220円	(自動送金利用) 550円
		(A T M利用) 110円	(A T M利用) 440円
	3 万円以上		文書扱 440円
		窓口利用 440円	電信扱 窓口利用 770円
		(自動送金利用) 440円	(自動送金利用) 770円
		(A T M利用) 330円	(A T M利用) 660円
			文書扱 660円

代金取立手数料

当JA内	1件につき	無料
電子交換	1件につき	880円
個別取立	1件につき	990円

A T M利用手数料

利 用 時 間 帯			J A カード	他行カード
平 日	支払	8 : 45～18 : 00	無 料	110円
		18 : 00～19 : 00	無 料	220円
	受入	8 : 45～19 : 00	無 料	—
土・日曜日・祝日		9 : 00～17 : 00	無 料	220円

その他の諸手数料

小切手帳（署名鑑印刷なし） （署名鑑印刷あり）	1 冊（50枚）	8,800円
		8,800円
約束手形（署名鑑印刷なし） （署名鑑印刷あり）	1 冊（25枚）	4,400円
		4,400円
通帳・証書等再発行手数料	1 件につき	550円
C D再発行手数料	1 枚につき	1,100円
残高証明書発行手数料	1 通につき （都度発行）	660円
国債保護預り手数料	月 額	無料
自動送金サービス申込手数料	1 申込あたり	110円

※各手数料には消費税を含んでおります。

※令和7年2月28日現在

■ 当組合の組織

○組合員数

	令和6年度末	令和5年度末	増 減
正組合員数	2,550人	2,613人	△63人
個 人	2,537人	2,600人	△63人
法 人	13人	13人	－
准組合員数	1,142人	1,124人	18人
個 人	1,104人	1,086人	18人
法 人	38人	38人	－
合 計	3,692人	3,737人	△45人

○組合員組織の状況（当JAの組合員組織を記載しています。）

協議会等

組 織 名	構 成 員
野 菜 専 門 委 員 会	
花 卉 専 門 委 員 会	
酪 農 部 会	
肉 牛 部 会	
粳 摺 部 会	
青 年 部 協 議 会	
女 性 部	
年 金 友 の 会 協 議 会	

小海支所

（単位：人）

組 織 名	構 成 員
支 所 運 営 委 員 会	14
支 部 長 会	37
野 菜 部 会	113
水 稻 採 種 部 会	5
青 年 部	16
女 性 部	47
年 金 友 の 会 （ 小 海 ）	879
年 金 友 の 会 （ 北 相 木 ）	129
ゴ ル フ 友 の 会	75

川上支所

（単位：人）

組 織 名	構 成 員
支 所 運 営 委 員 会	12
野 菜 専 門 委 員 会	241
青 年 部	62
女 性 部	28
年 金 友 の 会	658

南牧支所

（単位：人）

組 織 名	構 成 員
支 所 運 営 委 員 会	11
実 行 組 合 長 会	8
そ 菜 部 会	236
青 年 部	50
女 性 部	130
年 金 友 の 会	477

南相木支所

（単位：人）

組 織 名	構 成 員
支 所 運 営 委 員 会	12
野 菜 部 会	53
青 年 部	13
女 性 部	17
年 金 友 の 会	287

野辺山支所

（単位：人）

組 織 名	構 成 員
支 所 運 営 委 員 会	13
支 部 運 営 委 員 会	76
園 芸 委 員 会	62
畜 産 委 員 会	7
青 年 部	38
女 性 部	32
年 金 友 の 会	148

令和7年2月28日現在

○役員

役 職 名	氏 名	常勤・非 常勤の別	代表権 の有無	就 任 年 月 日	担当その他
組 合 長	津 金 一 成	常 勤	有	令和4年5月26日	㈱ヤツレン取締役、実践的能力者
専務理事	由 井 康	〃	〃	〃	㈱ヤツレン取締役、生産担当委員 企画総務担当委員、認定農業者
常務理事	由 井 秀	〃	無	〃	企画総務担当委員、生活担当委員 実践的能力者
〃	黒 澤 良 一	〃	〃	〃	金融共済担当委員、実践的能力者
理 事	井 出 文 人	非 常 勤	〃	〃	企画総務担当委員長、生産担当委員 実践的能力者
〃	由 井 正 司	〃	〃	〃	生産担当委員長、生活担当委員、 ㈱ヤツレン監査役、認定農業者
〃	小 池 美 佐 江	〃	〃	〃	生活担当委員長、企画総務担当委員 実践的能力者、女性理事
〃	畠 山 喜 久 夫	〃	〃	〃	金融共済担当委員長、生産担当委員 実践的能力者
〃	新 海 一	〃	〃	〃	金融共済担当副委員長、企画総務担当委員 認定農業者
〃	吉 澤 文 明	〃	〃	〃	㈱ヤツレン取締役、生活担当委員 金融共済担当委員、実践的能力者
〃	黒 澤 徹	〃	〃	〃	企画総務担当委員、生活担当委員 実践的能力者
〃	菊 原 秀 長	〃	〃	〃	企画総務担当委員、金融共済担当委員 認定農業者
〃	坂 本 透	〃	〃	〃	企画総務担当副委員長、金融共済担当委員 実践的能力者
〃	伊 藤 正 人	〃	〃	〃	企画総務担当委員、生活担当委員 認定農業者
〃	井 出 太 実	〃	〃	〃	生産担当副委員長、生活担当委員 認定農業者
〃	新 津 八 朗	〃	〃	〃	企画総務担当委員、金融共済担当委員 実践的能力者
〃	市 川 一 実	〃	〃	〃	生活担当副委員長 生産担当委員
〃	青 木 松 代	〃	〃	〃	企画総務担当委員、生活担当委員 実践的能力者、女性理事
〃	高 見 澤 文 知	〃	〃	〃	企画総務担当委員、生活担当委員 実践的能力者
〃	高 見 澤 覚	〃	〃	〃	生産担当委員、金融共済担当委員 認定農業者
〃	菊 池 清 隆	〃	〃	〃	生産担当副委員長、金融共済担当委員 認定農業者
〃	篠 原 淳	〃	〃	〃	生産担当委員、生活担当委員 実践的能力者
代表監事	有 坂 徹	〃		〃	
常勤監事	青 木 栄 治	常 勤		〃	員外監事
監 事	宮 入 岳 人	非 常 勤		〃	
〃	倉 根 弘 文	〃		〃	
〃	原 満	〃		〃	

※ 令和7年2月末現在の状況です。

(単位：人)

区 分	前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める 役員の定数
理 事 (うち常勤) (うち女性)	22 (4) (2)	－ (－) (－)	－ (－) (－)	22 (4) (2)	20人～26人 (3人以上)
監 事 (うち常勤) (うち女性)	5 (1) (0)	－ (－) (－)	－ (－) (－)	5 (1) (0)	4人～5人 (1人以上)
合 計 (うち女性)	27 (2)	－ (－)	－ (－)	27 (2)	24人～31人

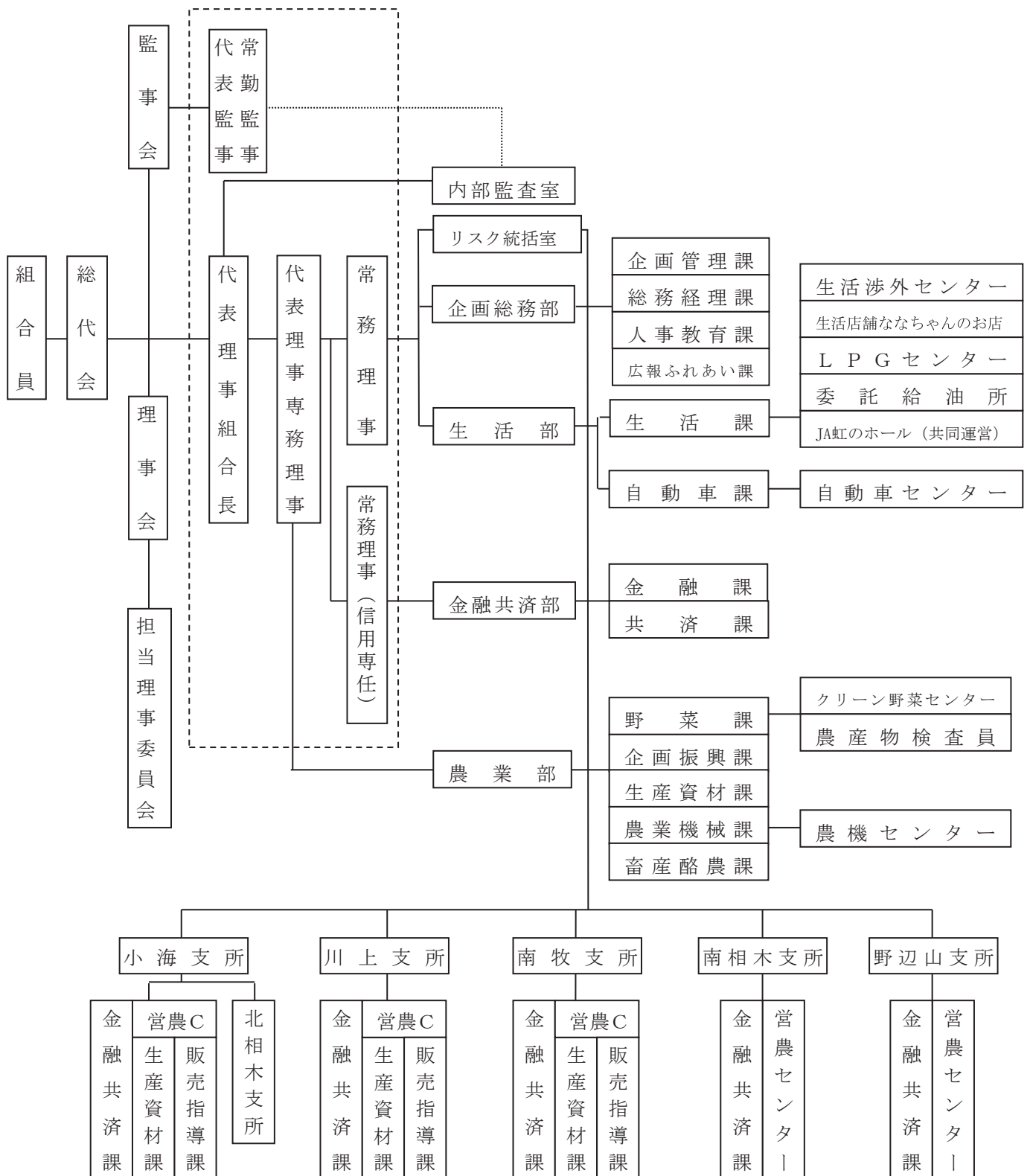
○職員の内訳

(単位：人)

区 分	令 和 6 年 度 末			令 和 5 年 度 末		
	男	女	計	男	女	計
一 般 職 員	135	68	203	143	70	213
営 農 技 術 員	9	1	10	7	1	8
くらしの活動 相 談 員	－	2	2	－	2	2
合 計	144	71	215	150	73	223

○組織機構

令和7年2月28日現在



■ 会計監査人の氏名又は名称

みのり監査法人（令和7年2月28日現在） 所在地 東京都港区

■ 特定信用事業代理業者の状況

当JAにおいては該当ありません。

■ 地 区

当JAは小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村一円を地区としております。

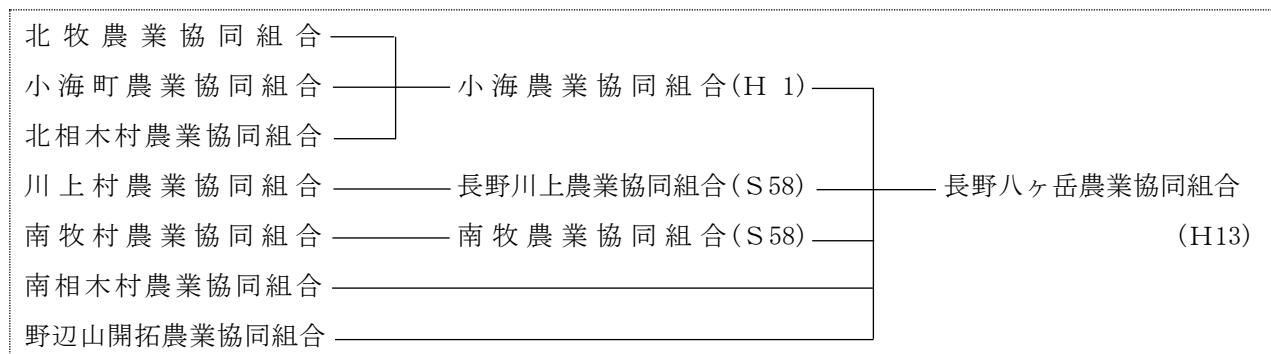
■ 店舗一覧

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	ATM設置台数
本 所	〒384-1305 南佐久郡南牧村大字野辺山106-1	0267-91-1101	—
小 海 支 所	〒384-1103 南佐久郡小海町大字豊里37-1	0267-92-2061	1 台
北 相 木 支 所	〒384-1201 南佐久郡北相木村大字久保2744	0267-77-2211	—
川 上 支 所	〒384-1407 南佐久郡川上村大字御所平930	0267-97-2211	1 台
南 牧 支 所	〒384-1302 南佐久郡南牧村大字海ノ口1100-1	0267-96-2021	1 台
南 相 木 支 所	〒384-1211 南佐久郡南相木村大字中島3522	0267-78-2211	1 台
野 辺 山 支 所	〒384-1305 南佐久郡南牧村大字野辺山106-1	0267-98-3366	1 台

※店舗外ATM設置台数 3台（小海駅前・居倉公民館・海尻基幹集落センター）

■ 沿革・歩み

当 J A は昭和22年の農業協同組合法の公布を受け、昭和23年以降に設立された7つの農協が時代の変遷とともに合併を重ね、平成13年3月1日に設立されました。



平成13年度	長野八ヶ岳農業協同組合設立	平成24年度	第12回通常総代会
3月 1日		5月24日	金融事業競進会 優秀賞受賞
5月24日	第1回通常総代会	6月15日	
12月17日	あおぞらホール増築完成式典	平成25年度	第13回通常総代会
平成14年度		5月24日	
5月24日	第2回通常総代会	平成26年度	第14回通常総代会
5月28日	長野八ヶ岳女性部設立総会	5月23日	金融事業競進会 特別優秀賞受賞
11月22日	組織内イントラネット稼動	6月 6日	
25日	小海支所ATM機移設(役場庁舎)	平成27年度	第15回通常総代会
27日	エンジョイライフ事業設立総会	5月26日	金融事業競進会 特別優秀賞受賞
平成15年度		6月 5日	
5月23日	第3回通常総代会	平成28年度	第16回通常総代会
平成16年度		5月26日	金融事業競進会 特別優秀賞受賞
5月21日	第4回通常総代会	6月 3日	
6月	金融事業競進会 特別優秀賞受賞	平成29年度	第17回通常総代会
平成17年度		5月26日	金融事業競進会 優秀賞受賞
5月24日	第5回通常総代会	6月 7日	
6月	金融事業競進会 特別優秀賞受賞	平成30年度	第18回通常総代会
平成18年度		5月25日	金融事業競進会信連会長表彰受賞
5月 8日	JASTEM運用開始	6月 7日	
5月24日	第6回通常総代会	1月12日	JA虹のホールあおぞら竣工
平成19年度		令和元年度	第19回通常総代会
5月24日	第7回通常総代会	5月25日	金融事業競進会 最優秀賞受賞
6月	金融事業競進会 特別優秀賞受賞	6月 5日	
8月	貯金残高600億円達成	10月26日	小海支所・小海駅前支所統合
平成20年度		11月22日	小海支所竣工
5月22日	第8回通常総代会	令和2年度	第20回通常総代会
6月	金融事業競進会 特別優秀賞受賞	5月26日	南牧支所竣工
平成21年度		7月 3日	
5月22日	第9回通常総代会	令和3年度	第21回通常総代会
平成22年度		5月25日	
5月 6日	新JASTEM稼動	令和4年度	第22回通常総代会
5月21日	第10回通常総代会	5月26日	
6月 2日	金融事業競進会 特別優秀賞受賞	令和5年度	第23回通常総代会
10月	貯金残高700億円達成	5月24日	
平成23年度		令和6年度	第24回通常総代会
5月25日	第11回通常総代会	5月24日	
6月 8日	金融事業競進会 特別優秀賞受賞		

資 料 編

目 次

貸借対照表	30
損益計算書	31
注記表	32
剰余金処分計算書	54
経費の内訳	56
自己資本の充実の状況	56
信用事業取扱実績等	67
共済事業取扱実績等	78
経済事業取扱実績等	79
会計監査人の監査の状況	81
連結情報	82

■ 貸借対照表

(単位：千円)

資 産		
科 目	令和 6 年度	令和 5 年度
	令和7年2月28日	令和6年2月29日
(資 産 の 部)		
1. 信用事業資産	89,494,275	89,557,314
(1) 現金	470,800	422,626
(2) 預金	69,030,715	70,854,013
系統預金	67,530,715	69,354,013
系統外預金	1,500,000	1,500,000
(3) 有価証券	4,078,683	2,661,454
国債	2,255,470	1,399,350
地方債	717,003	319,864
社債	866,360	399,580
受益証券	239,850	542,660
(4) 貸出金	15,386,365	15,232,698
(5) その他の信用事業資産	227,232	205,082
未収収益	85,861	69,734
その他の資産	141,371	135,347
(6) 債務保証見返	320,056	227,024
(7) 貸倒引当金	△ 19,577	△ 45,583
2. 共済事業資産	26,568	19,007
(1) その他の共済事業資産	26,568	19,007
3. 経済事業資産	1,804,013	1,748,451
(1) 経済事業未収金	755,408	752,788
(2) 経済受託債権	58,558	44,361
(3) 棚卸資産	923,181	885,117
購買品	910,202	869,963
その他の棚卸資産	12,978	15,153
(4) その他の経済事業資産	68,543	75,297
(5) 貸倒引当金	△ 1,677	△ 9,114
4. 雑資産	603,286	818,694
(1) 雑資産	603,286	818,695
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0
5. 固定資産	4,384,166	4,496,258
(1) 有形固定資産	4,374,451	4,483,636
建物	6,447,532	6,261,860
機械装置	3,779,811	3,764,687
土地	747,642	764,591
その他の有形固定資産	2,351,327	2,266,383
減価償却累計額	△ 8,951,862	△ 8,573,886
(2) 無形固定資産	9,714	12,622
6. 外部出資	4,960,460	4,960,460
系統出資	4,547,680	4,547,680
系統外出資	92,780	92,780
子会社等出資	320,000	320,000
7. 繰延税金資産	164,904	166,424
資産の部合計	101,437,674	101,766,612

負債及び純資産		
科 目	令和 6 年度	令和 5 年度
	令和7年2月28日	令和6年2月29日
(負 債 の 部)		
1. 信用事業負債	87,823,292	88,150,865
(1) 貯金	87,239,072	87,756,227
(2) 借入金	55,135	87,816
(3) その他の信用事業負債	209,028	79,797
未払費用	17,882	10,105
その他の負債	191,145	69,691
(4) 債務保証	320,056	227,024
2. 共済事業負債	282,211	263,563
(1) 共済資金	148,465	131,589
(2) 未経過共済付加収入	128,253	128,731
(3) 共済未払費用	5,490	3,232
(4) その他の共済事業負債	1	10
3. 経済事業負債	833,353	770,142
(1) 経済事業未払金	794,330	718,900
(2) 経済受託債務	29,749	41,652
(3) その他の経済事業負債	9,273	9,588
5. 雑負債	667,888	660,699
(1) 未払法人税等	77,320	92,251
(2) リース債務	7,761	9,536
(3) 資産除去債務	186,128	186,012
(4) その他の負債	396,678	372,898
6. 諸引当金	532,755	557,214
(1) 賞与引当金	111,354	110,570
(2) 退職給付引当金	395,086	426,467
(3) 役員退職慰労引当金	26,313	20,176
負債の部合計	90,139,500	90,402,484
(純 資 産 の 部)		
1. 組合員資本	11,604,078	11,494,939
(1) 出資金	3,835,720	3,917,544
(2) 利益剰余金	7,884,880	7,660,942
利益準備金	3,887,269	3,787,269
その他利益剰余金	3,997,610	3,873,673
教育積立金	226,136	226,136
健康福祉積立金	197,005	197,005
税効果調整積立金	164,904	155,861
情報施設積立金	13,190	13,190
事業基盤強化積立金	2,212,936	2,212,936
農業振興開発積立金	600,000	500,000
肥料供給価格積立金	3,889	3,889
小海地区農業生産振興事業積立金	26,164	26,164
南牧地区固定資産取得等積立金	11,701	11,701
南相木地区固定資産取得等積立金	32,465	32,465
当期未処分剰余金	509,217	488,861
(うち当期剰余金)	(305,692)	(297,259)
(3) 処分未済持分	△ 116,522	△ 83,547
2. 評価・換算差額等	△ 305,904	△ 130,812
(1) その他有価証券評価差額金	△ 305,904	△ 130,812
純資産の部合計	11,298,174	11,364,127
負債及び純資産の部合計	101,437,674	101,766,612

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度	令和 5 年度
	令和6年3月 1日から 令和7年2月28日まで	令和5年3月 1日から 令和6年2月29日まで
1. 事業総利益	2,616,688	2,637,461
事業収益	14,281,584	14,722,903
事業費用	11,664,895	12,085,442
(1) 信用事業収益	684,636	667,257
資金運用収益	631,196	602,941
(うち預金利息)	(351,411)	(336,021)
(うち有価証券利息)	(1,769)	(3,037)
(うち貸出金利息)	(179,128)	(165,352)
(うちその他受入利息)	(98,887)	(98,530)
役務取引等収益	31,015	29,231
その他経常収益	22,424	35,084
(2) 信用事業費用	113,744	122,199
資金調達費用	43,574	13,526
(うち貯金利息)	(41,837)	(10,930)
(うち給付補填備金繰入)	(293)	(449)
(うち借入金利息)	(1,436)	(2,144)
(うちその他支払利息)	(6)	(2)
役務取引等費用	10,791	10,484
その他経常費用	59,378	98,188
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(3,105)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△26,005)	—
信用事業総利益	570,892	545,057
(3) 共済事業収益	316,663	306,474
共済付加収入	287,989	284,914
その他の収益	28,674	21,560
(4) 共済事業費用	15,166	14,019
共済推進費	5,515	5,367
その他の費用	9,651	8,652
共済事業総利益	301,496	292,455
(5) 購買事業収益	8,239,972	8,537,282
購買品供給高	8,018,961	8,289,747
購買手数料	44,436	48,464
修理サービス料	86,079	87,513
その他の収益	90,494	111,556
(6) 購買事業費用	7,391,498	7,644,558
購買品供給原価	7,218,371	7,459,298
修理サービス費	6,291	5,210
その他の費用	166,834	180,049
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(4,240)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△7,436)	—
購買事業総利益	848,474	892,723
(7) 販売事業収益	654,400	637,814
販売手数料	618,754	601,797
その他の収益	35,645	36,016
(8) 販売事業費用	17,032	17,562
その他の費用	17,032	17,562
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	—
販売事業総利益	637,367	620,251

《損益計算書・備考》

(令和 6 年度) 目的積立金取崩額の内訳は、税効果調整積立金取崩 1,519千円です。

科 目	令和 6 年度	令和 5 年度
	令和6年3月 1日から 令和7年2月28日まで	令和5年3月 1日から 令和6年2月29日まで
(9) 利用事業収益	4,358,227	4,477,521
(10) 利用事業費用	4,090,863	4,196,430
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	—
利用事業総利益	267,364	281,091
(11) 直販事業収益	48,210	42,484
(12) 直販事業費用	3,881	3,617
直販事業総利益	44,328	38,867
(13) 指導事業収入	30,141	137,344
(14) 指導事業支出	83,377	170,329
指導事業収支差額	△ 53,235	△ 32,984
2. 事業管理費	2,312,375	2,297,437
(1) 人件費	1,510,851	1,525,902
(2) 業務費	154,107	162,371
(3) 諸税負担金	65,635	61,614
(4) 施設費	562,669	530,680
(5) その他事業管理費	19,111	16,868
事業利益	304,313	340,024
3. 事業外収益	411,144	363,586
(1) 受取雑利息	701	1,135
(2) 受取出資配当金	54,330	50,907
(3) 賃貸料	31,564	31,940
(4) 出荷奨励金	296,640	260,548
(5) 雑収入	27,908	19,054
4. 事業外費用	296,881	263,314
(1) 支払雑利息	—	353
(2) 出荷奨励金戻	296,640	260,548
(3) 雑損失	241	2,412
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	—
経常利益	418,575	440,296
5. 特別利益	806	491,967
(1) 固定資産処分益	—	181
(2) 一般補助金	806	491,786
6. 特別損失	37,187	527,624
(1) 固定資産処分損	7,362	35,256
(2) 固定資産圧縮損	806	491,786
(3) 減損損失	29,018	581
税引前当期利益	382,194	404,640
法人税、住民税及び事業税	74,982	112,482
法人税等調整額	1,519	△5,101
法人税等合計	76,502	107,380
当期剰余金	305,692	297,259
当期首繰越剰余金	202,005	191,602
税効果調整積立金取崩	1,519	—
当期末処分剰余金	509,217	488,861

(令和 5 年度) 目的積立金取崩額はありません。

注 記 表

【令和6年度】

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- ・子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法
- ・その他有価証券・・・①時 価 の あ る も の：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ②市場価格のない株式：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・購買品（生産資材・燃料等）・・・・ 総平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品（農機・自動車）・・・・・・ 個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品（生活店舗品・部品等）・・・・ 売価還元法による低価法

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しています。

（2）無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4. 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

5. 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

6. 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

7. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

8. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 利用事業

予冷库・共同選荷場・セレモニー事業等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(4) 直販事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して業者等に直接販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

9. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

10. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

11. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部利益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額については1,363,723千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧 縮 記 帳 額
建 物	496,255
機 械 装 置	770,565
土 地	19,904
そ の 他 固 定 資 産	76,998
合 計	1,363,723

2. 担保に供している資産

定期預金1,750,000千円を為替決済の担保に、定期預金18,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 415千円

子会社等に対する金銭債務の総額 1,512,886千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 107,339千円

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当ありません。

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに

掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は26,740千円、危険債権額は196,686千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は223,426千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	16,480千円
うち事業取引高	11,346千円
うち事業取引以外の取引高	5,134千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	4,897千円
うち事業取引高	4,668千円
うち事業取引以外の取引高	228千円

2. 減損会計に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、信用共済・営農・経済事業の管理会計部門別損益を把握し事業運営・経営管理を行っており、投資の意思決定を行う単位として地理的事業所立地により、信用事業・共済事業・生産購買事業・販売事業・各地区利用事業は、5支所のグループ（小海支所、川上支所、南牧支所、南相木支所、野辺山支所）ごとに、また、7給油所、1葬祭センター、1自動車センターについては各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、農業関連施設（クリーン野菜センター・育苗センター・農機センター）、南牧生活店舗「なな

ちゃんのお店」は、他の資産グループや地域の組合員によるＪＡ事業利用を促進することにより、一般資産のキャッシュ・フロー生成に関連していることから全体共用資産としています。

賃貸資産及び遊休資産は各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
自動車センター	営業用店舗	機械装置他	
海ノ口SS	営業用店舗	建物他	
川上堆肥センター	遊休	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

自動車センターについては、当該店舗の営業収支が連続して赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

海ノ口SSについては、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、遊休資産である川上堆肥センターについては、早期処分対象であることから、回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	合 計	建 物	機 械 装 置	土 地	その他有形固定資産	無形固定資産
自動車センター	2,823	—	1,470	—	845	507
海ノ口SS	9,246	5,394	1,730	—	2,122	—
川上堆肥センター	16,948	—	—	16,948	—	—

(4) 回収可能価額の算定方法

自動車センター、海ノ口SS、川上堆肥センターの固定資産の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組保管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、

貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金は主に農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク統括室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に

利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.67%上昇したものと想定した場合には、経済価値が535,886千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（３）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	69,030,715	68,785,925	△244,789
系統預金	67,530,715	67,389,415	△141,299
系統外預金	1,500,000	1,396,510	△103,489
有価証券	4,078,683	4,056,503	△22,180
満期保有目的の債券	600,000	577,820	△22,180
その他有価証券	3,478,683	3,478,683	—
貸出金	15,386,365		
貸倒引当金（※）	△19,577		
貸倒引当金控除後	15,366,788	14,957,787	△409,000
資 産 計	88,476,186	87,800,216	△675,970
貯金	87,239,072	87,041,154	△197,917
負 債 計	87,239,072	87,041,154	△197,917

（※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

資 産

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価により算定しております。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

負 債

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (※)	4,960,460

(※) 外部出資は、全て市場価格はなく時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	69,030,715	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	600,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	80,550	159,300	—	100,000	3,420,000
貸出金 (※1・2)	1,941,764	1,113,042	967,906	831,390	714,841	9,808,740
合 計	70,972,479	1,193,592	1,127,206	831,390	814,841	13,828,740

(※1) 貸出金のうち、当座貸越573,800千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等8,679千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (※)	83,464,608	1,296,578	1,321,223	347,636	555,327	253,697

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	地方債	600,000	577,820	△22,180
合 計		600,000	577,820	△22,180

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超え るもの	国 債	100,590	100,000	590
	小 計	100,590	100,000	590
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超え ないもの	国 債	2,154,880	2,365,599	△210,719
	地方債	117,003	119,547	△2,544
	社 債	866,360	899,439	△33,079
	受益証券	239,850	300,000	△60,150
	小 計	3,378,093	3,684,587	△306,494
合 計		3,478,683	3,784,587	△305,904

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

4. 当事業年度において、減損処理を行った有価証券

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

VI 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	426,467千円
退職給付費用	102,640千円
退職給付の支払額	△82,832千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△51,189千円</u>
期末における退職給付引当金	395,086千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,277,401千円
--------	-------------

特定退職金共済制度	<u>△882,315千円</u>
未積立退職給付債務	<u>395,086千円</u>
退職給付引当金	395,086千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	102,640千円
----------------	-----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金15,884千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、118,745千円となっています。

VII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
資産除去債務	50,682千円
退職給付引当金	107,582千円
役員退職慰労引当金	7,165千円
賞与引当金	30,321千円
減損損失	47,618千円
未払事業税	5,259千円
その他有価証券評価差額金	83,297千円
未払費用	19,310千円
その他	26,478千円
繰延税金資産小計	377,716千円
評価性引当額	△193,724千円
繰延税金資産合計（A）	183,991千円
繰延税金負債	
資産除去費用	12,429千円
未収預金利息	6,657千円
繰延税金負債合計（B）	19,086千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	164,904千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.03%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.05%
事業利用分量配当金の損金に算入された項目	△7.12%
住民税均等割等	1.04%
評価性引当額の増減	2.70%
法人税等還付税額	△3.72%
その他	△0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.02%

3. 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和9年3月1日以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が、当事業年度の27.23%から、27.94%に変更されます。この変更による影響は軽微です。

VIII 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

IX その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～42年、割引率は0%～3.0%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	186,012千円
時の経過による調整額	116千円
期末残高	186,128千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当JAの施設に関して、不動産賃借契約に基づき退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

【令和5年度】

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- ・子会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法
- ・その他有価証券・・・①時 価 の あ る も の：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・購買品（生産資材・燃料等）・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品（農機・自動車）・・・・個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品（生活店舗品・部品等）・・・・売価還元法による低価法

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しています。

（2）無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4. 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

5. 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

6. 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付

費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

7. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

8. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 利用事業

予冷库・共同選荷場・セレモニー事業等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(4) 直販事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して業者等に直接販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

9. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

10. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

11. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部利益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針

第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額については1,362,917千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧 縮 記 帳 額
建 物	496,255
機 械 装 置	770,565
土 地	19,904
そ の 他 固 定 資 産	76,192
合 計	1,362,917

2. 担保に供している資産

定期預金1,750,000千円を為替決済の担保に、定期預金18,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 2,293千円
子会社等に対する金銭債務の総額 1,601,603千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 128,468千円
理事、監事に対する金銭債務の総額 該当ありません。

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は44,158千円、危険債権額は216,757千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額はありませんが、貸出条件緩和債権額はあります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は260,915千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅳ 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	20,470千円	
うち事業取引高		15,315千円
うち事業取引以外の取引高		5,154千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	5,324千円	
うち事業取引高		5,113千円
うち事業取引以外の取引高		210千円

2. 減損会計に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、信用共済・営農・経済事業の管理会計部門別損益を把握し事業運営・経営管理を行っており、投資の意思決定を行う単位として地理的事業所立地により、信用事業・共済事業・生産購買事業・販売事業・各地区利用事業は、5支所のグループ（小海支所、川上支所、南牧支所、南相木支所、野辺山支所）ごとに、また、7給油所、1葬祭センター、1自動車センターについては各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、農業関連施設（クリーン野菜センター・育苗センター・農機センター）、南牧生活店舗「ななちゃんのお店」は、他の資産グループや地域の組合員によるJA事業利用を促進することにより、一般資産のキャッシュ・フロー生成に関連していることから全体共用資産としています。

賃貸資産及び遊休資産は各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
自動車センター	営業用店舗	機械装置他

(2) 減損損失の認識に至った経緯

自動車センターについては、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	合 計	建 物	機 械 装 置	土 地	其他有形固定資産	無 形 固 定 資 産
自動車センター	581	—	305	—	—	276

(4) 回収可能価額の算定方法

自動車センターの固定資産の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金は主に農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（其他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク統括室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.33%上昇したものと想定した場合には、経済価値が173,535千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	70,854,013	70,778,953	△75,059
系統預金	69,354,013	69,336,167	△17,845
系統外預金	1,500,000	1,442,786	△57,213
有価証券	2,661,454	2,660,264	△1,190
満期保有目的の債券	300,000	298,810	△1,190
その他有価証券	2,361,454	2,361,454	—
貸出金	15,232,698		
貸倒引当金(※)	△45,583		
貸倒引当金控除後	15,187,115	15,182,975	△4,138
資 産 計	88,702,582	88,622,192	△80,386
貯金	87,756,227	87,708,944	△47,282
負 債 計	87,756,227	87,708,944	△47,282

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

資 産

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価により算定しております。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によります。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

負 債

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしていま

す。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (※)	4,960,460

(※) 外部出資は、全て市場価格はなく時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	70,854,013	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	300,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	282,000	87,360	173,300	—	1,920,000
貸出金 (※1・2)	1,996,501	1,058,854	973,070	816,230	693,813	9,686,848
合 計	72,850,514	1,340,854	1,060,430	989,530	693,813	11,906,848

(※1) 貸出金のうち、当座貸越622,966千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等7,377千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (※)	84,209,348	1,783,296	1,035,567	228,385	343,321	156,307

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	100,000	100,060	60
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	200,000	198,750	△1,250
合 計		300,000	298,810	△1,190

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超えるもの	地方債	10,088	10,000	88
	社 債	102,860	100,000	2,860
	小 計	112,948	110,000	2,948
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,399,350	1,472,930	△73,580
	地方債	9,776	10,000	△224
	社 債	296,720	299,335	△2,615
	受益証券	542,660	600,000	△57,340
	小 計	2,248,506	2,382,266	△133,760
合 計		2,361,454	2,492,266	△130,812

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

4. 当事業年度において、減損処理を行った有価証券

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

VII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	435,751千円
退職給付費用	91,097千円
退職給付の支払額	△50,578千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△49,802千円</u>
期末における退職給付引当金	426,467千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務（共済会掛金含む）	1,356,962千円
特定退職金共済制度	<u>△930,494千円</u>
未積立退職給付債務	<u>426,467千円</u>
退職給付引当金	426,467千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	91,097千円
----------------	----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,722千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、135,753千円となっています。

VIII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,545千円
資産除去債務	50,651千円
退職給付引当金	116,127千円
役員退職慰労引当金	5,493千円
賞与引当金	30,108千円
減損損失	43,878千円
未払事業税	6,169千円
その他有価証券評価差額金	35,620千円
未払費用	16,986千円
その他	17,837千円
繰延税金資産小計	324,417千円
評価性引当額	△135,711千円
繰延税金資産合計（A）	188,706千円
繰延税金負債	
資産除去費用	15,374千円
未収預金利息	6,907千円
繰延税金負債合計（B）	22,281千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	166,424千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.87%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.81%
事業利用分量配当金の損金に算入された項目	△2.35%
法人税の特別控除	△0.11%
住民税均等割等	0.98%
税務調査に伴う追徴額	1.53%
評価性引当額の増減	△0.74%
その他	△0.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.54%

IX 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上

しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～46年、割引率は0%～3.0%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	185,896千円
時の経過による調整額	115千円
期末残高	186,012千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当J Aの施設に関して、不動産賃貸契約に基づき退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当J Aが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

■ 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	金 額	
	令和6年度	令和5年度
1. 当期末処分剰余金	509,217,492	488,861,736
2. 剰余金処分額	244,952,244	286,856,266
(1) 利益準備金	100,000,000	100,000,000
(2) 任意積立金	-	105,101,543
(税効果調整目的積立金)	-	(5,101,543)
(農業振興開発積立金)	-	(100,000,000)
(3) 出資配当金	44,976,870	46,780,418
(4) 事業分量配当金	99,975,374	34,974,305
3. 次期繰越剰余金	264,265,248	202,005,470

(注) 1. 出資配当は平均残高に対し年1.20%の割合です。ただし、年度内の増資および新加入については日割計算です。

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

事業分量配当の基準

(令和6年度)

(単位：円)

対象項目	配当率(%)	配当金額	配 当 基 準
貯 金	0.0588%	14,975,374	令和6年度定期貯金平均残高
生産資材(農薬)	1.4839%	20,000,000	令和6年度供給金額
生産資材(ダンボール)	3.0291%	40,000,000	令和6年度供給金額
生産資材(マルチ)	6.6373%	25,000,000	令和6年度供給金額
合 計		99,975,374	

(令和5年度)

(単位：円)

対象項目	配当率(%)	配当金額	配 当 基 準
貯 金	0.0582%	14,974,305	令和5年度定期貯金平均残高
生産資材(マルチ)	5.2473%	20,000,000	令和5年度供給金額
合 計		34,974,305	

(注) 3. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準は次のとおりです。

種 類	積 立 目 的	積立目標額	積立基準	取 崩 基 準
教 育 積 立 金	J A の組合員及び役職員の教育と農業後継者の育成に資するため	組 合 員 1 人 当 たり 5 万 円	各事業年度の剰余金より計画的に積立てるほか、篤志家及び行政ほかの寄付等の受入額に相当する額を積立てる。	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
健 康 福 祉 積 立 金	J A が進める健康・福祉運動と長期的かつ体系的な関連施設整備に資するため	組 合 員 1 人 当 たり 5 万 円	各事業年度の剰余金より計画的に積立てるほか、篤志家及び行政ほかの寄付等の受入額に相当する額を積立てる。	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
税 効 果 調 整 積 立 金	財務の健全化に資することを目的とし、税効果会計による繰延税金資産の変動に対処するため	当 年 度 決 算 に お い て 計 上 し た 繰 延 税 金 資 産 と 同 額	繰延税金資産が増加した場合は、その相当額を新たに積立てるものとし、新たな積立てをする場合は、剰余金処分による。	積立目的に伴う支出が発生した場合に理事会の決議を経て取り崩す。
情 報 施 設 積 立 金	組合員に対する新しいサービス提供並びに新信用事業システム移行への整備に資するため	100,000千円	平成17 年2月末までに目標額に対し各事業年度の剰余金より積立てる。	目的を達するための支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
事 業 基 盤 強 化 積 立 金	定款第67条第2項に定める組合の事業の改善発達のため、農業振興にかかわる研究開発など新規事業開発に対する支出、会計制度・会計基準の変更に伴う支出、財務健全化を目的とした支出、これらに準ずる支出に充てるため	3,500,000千円	剰余金処分より積立てるものとする。	目的に対する支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
農 業 振 興 開 発 積 立 金	資材の高騰や農畜産物価格の低迷、大規模自然災害等による農業経営の危機に対処するため、力強い農業づくりを目的として行う事業施策及び管内の農業振興を目的として行う事業の支出に備えるため	1,000,000千円	剰余金処分より積立てるものとする。	目的に対する支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
肥 料 供 給 価 格 積 立 金	肥料価格の安定を図るため	3,889千円	本積立金は被合併 J A の平成2年度決算において積み立てられた肥料供給価格準備金の合計額をもって原資とし、新たな積立は行わない。	目的に対する支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
小 海 地 区 農 業 生 産 振 興 事 業 積 立 金	小海支所地区の農畜産物、農業生産資材等の価格変動リスクに対する負担並びに地域農業振興のための農業関連施設の取得等に資するため	52,786千円	新たな積立は行わない。	目的に対する支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
南 牧 地 区 固 定 資 産 取 得 等 積 立 金	南牧支所地区の地域農業振興のため農業関連施設及び J A 事務所等固定資産等の取得に資するため	750,000千円	新たな積立は行わない。	目的に対する支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。
南 相 木 地 区 固 定 資 産 取 得 等 積 立 金	南相木支所地区の地域農業振興のため農業関連施設及び J A 事務所等固定資産等の取得に資するため	148,000千円	新たな積立は行わない。	目的に対する支出に対して理事会の決議を経て取り崩す。

(注) 4. 事業基盤強化積立金は、JA長野県グループが取り組む「JA長野県農業開発積立金」の趣旨である、資材高騰や

農畜産物価格低迷による農業経営の危機に対処し、力強い農業づくりを目的とすることを踏まえた基金造成を含んでいます。具体的には、①新品目・新品種・新増地等の開発、導入、普及対策。②省エネルギー、省資源型の農業生産体系への構造転換促進対策。③地域農業の振興に関する研究開発と普及対策等への活用です。

5. 事業基盤強化積立金には、農林年金特例業務負担金積立金が含まれています。

6. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額30,000千円が含まれています。

■ 経費の内訳

(単位：千円)

	令和6年度	令和5年度	増減
人件費	1,510,851	1,525,902	△15,051
うち給料手当	1,111,928	1,132,148	△20,220
うち福利・厚生費	229,545	235,943	△6,398
うち退職給付費用	102,640	91,097	11,543
うちその他人件費	66,737	66,714	23
物件費	801,523	771,533	29,990
うち業務費	154,107	162,371	△8,264
うち諸税負担金	65,635	61,614	4,021
うち施設費	562,669	530,680	31,989
うちその他事業管理費	19,111	16,868	2,243

■ 自己資本の充実の状況

○自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財政基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年2月末における自己資本比率は、29.10%となりました。

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額 3,835百万円（前年度3,917百万円）

当JAは、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

○自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,459,125	11,413,185
うち、出資金及び資本準備金の額	3,835,720	3,917,544
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	7,884,880	7,660,942
うち、外部流出予定額 (△)	144,952	81,754
うち、上記以外に該当するものの額	△116,522	△83,547
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	837	862
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	837	862
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	11,459,963	11,414,047
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	9,714	12,622
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9,714	12,622
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9,714	12,622
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	11,450,248	11,401,424

項 目		令和 6 年度	令和 5 年度
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		34,383,953	34,768,826
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—
		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		4,960,259	4,983,802
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		39,344,213	39,752,629
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (二))		29.10%	28.68%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

■ 自己資本の充実度に関する事項

○信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和 6 年 度			令和 5 年 度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	470,800	—	—	422,626	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,472,410	—	—	1,477,302	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	2,808,439	—	—	2,167,177	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	73,071,649	14,614,329	584,573	74,883,521	14,976,704	599,068
	法人等向け	1,631,526	797,189	31,887	1,111,466	650,410	26,016
	中小企業等向け及び個人向け	785,186	424,504	16,980	866,329	445,875	17,835
	抵当権付住宅ローン	246,980	82,569	3,302	280,240	92,904	3,716
	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	三月以上延滞等	71,814	107,717	4,308	24,417	23,107	924
	取立未済手形	6,497	1,299	51	4,032	806	32
	信用保証協会等保証付	7,440,154	721,068	28,842	7,434,568	718,960	28,758
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—

		令和 6 年 度			令和 5 年 度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	出資等	1,377,920	1,377,920	55,116	1,377,920	1,377,920	55,116
	（うち出資等のエクスポージャー）	1,377,920	1,377,920	55,116	1,377,920	1,377,920	55,116
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上記以外	10,906,836	16,256,755	650,270	11,123,472	16,481,237	659,249
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	3,582,540	8,956,350	358,254	3,582,540	8,956,350	358,254
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	7,324,296	7,300,405	292,016	7,540,932	7,524,887	300,995
	証券化	—	—	—	—	—	—
	（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち非S T C 適用分）	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	300,000	600	24	600,000	900	36
	（うちルックスルー方式）	300,000	600	24	600,000	900	36
	（うちマンデート方式）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	101,590,214	34,383,953	1,375,358	101,773,075	34,768,826	1,390,753
	C V A リスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	101,590,214	34,383,953	1,375,358	101,773,075	34,768,826	1,390,753

	令和6年度			令和5年度		
信用リスク・アセット	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	4,960,259		198,410	4,983,802		199,352
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	39,344,213		1,573,768	39,752,629		1,590,105

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額

÷8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

■ 信用リスクに関する事項

○標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S & P グローバル・レーティング（S & P）、フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

○信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高
(単位：百万円)

		令和6年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち		三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち		三月以上延滞エクスポージャー
			貸出金等	債券			貸出金等	債券	
	国内	101,290	15,731	4,094	71	101,173	15,483	2,197	24
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		101,290	15,731	4,094	71	101,173	15,483	2,197	24
法人	農業	64	64	—	—	110	110	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	323	—	—	—	325	1	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	320	320	—	—	226	226	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	702	—	702	—	300	—	300	—
	運輸・通信業	130	0	100	—	131	1	100	—
	金融・保険業	76,819	4,000	100	—	78,528	4,000	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,315	350	—	—	1,353	388	—	—
	日本国政府・地方公共団体	5,280	2,088	3,192	—	3,644	1,847	1,797	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	8,951	8,906	—	71	8,922	8,906	—	24
	その他	7,380	—	—	—	7,628	—	—	—
業種別残高計		101,290	15,731	4,094	71	101,173	15,483	2,197	24
	1年以下	70,018	946	—		71,946	1,063	—	
	1年超3年以下	878	878	—		784	784	—	
	3年超5年以下	1,030	930	100		995	995	—	
	5年超7年以下	812	712	99		862	762	99	
	7年超10年以下	4,371	2,748	1,623		3,196	2,575	621	
	10年超	11,595	9,323	2,271		10,583	9,106	1,477	
	期限の定めのないもの	12,583	190	—		12,803	194	—	
残存期間別残高計		101,290	15,731	4,094		101,173	15,483	2,197	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和5年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	—	0	0	3	0	—	3	0
個別貸倒引当金	53	20	—	53	20	44	53	0	43	53

○業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令 和 6 年 度						令 和 5 年 度					
		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
地 域 別 計	国 内	53	20	—	53	20		44	53	—	44	53	
	国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
		53	20	—	53	20		44	53	0	43	53	
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	0	—	0	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	53	20	—	53	20	—	44	53	—	43	53	—
業 種 別 計		53	20	—	53	20	—	44	53	0	43	53	—

○信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令 和 6 年 度			令 和 5 年 度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク 削減効果勘 案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	6,535	6,535	—	4,794	4,794
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	7,210	7,210	—	7,189	7,189
	リスク・ウェイト 20%	200	73,078	73,278	100	74,887	74,987
	リスク・ウェイト 35%	—	242	242	—	274	274
	リスク・ウェイト 50%	702	5	707	300	8	308
	リスク・ウェイト 75%	—	574	574	—	622	622
	リスク・ウェイト100%	—	9,085	9,085	—	9,405	9,405
	リスク・ウェイト150%	—	71	71	—	7	7
	リスク・ウェイト250%	—	3,582	3,582	—	3,582	3,582
その他		—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
合 計		902	100,387	101,290	400	100,772	101,173

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がＡ－またはＡ３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ－またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ－またはＢａａ３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年 度		令和 5 年 度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引 業者向け	—	—	—	—
法人等向け	318	—	224	—
中小企業等向け及び個人向け	85	4	104	6
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	14	0	—	1
合 計	417	5	328	7

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金

や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

○出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として、純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

○出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,960	4,960	4,960	4,960
合計	4,960	4,960	4,960	4,960

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

○出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
該当する取引はありません。

○貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)
該当する取引はありません。

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)
該当する取引はありません。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	300	600
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

■ 金利リスクに関する事項

○金利リスク算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(I R R B B)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するI R R B Bの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でI R R B Bを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方

パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、貯金と有価証券の増加によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点)
特段ありません。

○金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	961	935	106	87
2	下方パラレルシフト	0	0	0	9
3	スティープ化	860	936		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	75	103		
6	短期金利低下	126	171		
7	最大値	961	936	106	87
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	11,450		11,401	

- ・「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点の利

スクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

- ・ 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・ 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

■ 信用事業取扱実績等

《貯 金》

○科目別貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		増 減
流 動 性 貯 金	38,961	【44.7】	38,682	【44.1】	279
当座貯金	0	(0.0)	0	(0.0)	0
普通貯金	38,401	(44.0)	38,101	(43.4)	300
貯蓄貯金	63	(0.1)	56	(0.1)	7
通知貯金	—	(—)	—	(—)	—
別段貯金	495	(0.6)	523	(0.6)	△28
定 期 性 貯 金	48,277	【55.3】	49,073	【55.9】	△796
定期貯金	47,673	(54.6)	48,461	(55.2)	△788
うち固定金利定期	47,667	(54.6)	48,456	(55.2)	△789
うち変動金利定期	5	(0.0)	4	(0.0)	1
定期積金	603	(0.7)	611	(0.7)	△8
譲 渡 性 貯 金	—	【—】	—	【—】	—
合 計	87,239	【100.0】	87,756	【100.0】	△517

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. 固定金利定期＝預入時に満期までの利率が確定する定期貯金
4. 変動金利定期＝預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
5. () 内は構成比です。

○科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
流 動 性 貯 金	38,850 (44.1)	37,341 (42.6)	1,509
定 期 性 貯 金	48,724 (55.3)	49,632 (56.6)	△908
そ の 他 の 貯 金	532 (0.6)	605 (0.6)	△73
計	88,107 (100.0)	87,578 (100.0)	529
譲 渡 性 貯 金	— (—)	— (—)	—
合 計	88,107 (100.0)	87,578 (100.0)	529

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

《貸 出 金》

○科目別貸出金残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
手 形 貸 付	—	—	—
証 書 貸 付	10,812	10,609	202
当 座 貸 越	573	622	△49
割 引 手 形	—	—	—
金 融 機 関 貸 付	4,000	4,000	0
合 計	15,386	15,232	153

○科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
手 形 貸 付	—	—	—
証 書 貸 付	11,005	10,791	213
当 座 貸 越	606	631	△24
割 引 手 形	—	—	—
金 融 機 関 貸 付	4,000	3,368	631
合 計	15,612	14,792	819

○貸出金の金利条件別残高内訳

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
固 定 金 利 貸 出	13,034 (84.7)	13,367 (87.7)	△332
変 動 金 利 貸 出	2,350 (15.2)	1,865 (12.2)	486
合 計	15,386 (100.0)	15,232 (100.0)	153

(注) () 内は構成比です。

○貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
農 業	5,016 (32.6)	5,103 (33.5)	△86
林 業	88 (0.5)	91 (0.5)	△2
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	140 (0.9)	152 (1.0)	△12
鉱 業	13 (0.0)	14 (0.0)	0
建 設 業	354 (2.3)	367 (2.4)	△12
不 動 産 業	60 (0.3)	64 (0.4)	△3
電気・ガス・熱供給・水道業	— (—)	— (—)	—
運 輸 ・ 通 信 業	114 (0.7)	125 (0.8)	△10
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	85 (0.5)	96 (0.6)	△11
サ ー ビ ス 業	1,326 (8.6)	1,420 (9.3)	△94
金 融 ・ 保 険 業	4,062 (26.4)	4,065 (26.6)	△2
地 方 公 共 団 体	2,085 (13.5)	1,844 (12.1)	241
そ の 他	2,038 (13.2)	1,888 (12.3)	149
合 計	15,386 (100.0)	15,232 (100.0)	153

(注) () 内は構成比です。

○主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
農 業	3,212	3,488	△276
穀作	—	—	—
野菜・園芸	1,716	1,998	△282
果樹・樹園農業	9	13	△3
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	51	73	△21
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	1,434	1,403	31
農業関連団体等	0	12	△12
合 計	3,212	3,500	△288

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他事業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、J Aや全農とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

<貸出金>

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
プロパー資金	2,210	2,442	△231
農業制度資金	946	971	△24
農業近代化資金	944	968	△23
その他制度資金	1	2	△1
合 計	3,157	3,413	△256

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJ Aが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

<受託貸付金>

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
日本政策金融公庫資金	54	87	△32
その他	—	—	—
合 計	54	87	△32

(注) 日本政策金融公庫資金は、旧農林漁業金融公庫（農業）にかかる資金をいいます。

○貯貸率・貯証率

(単位：％)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
貯 貸 率			
期 末	17.63	17.35	0.28
期 中 平 均	17.71	16.88	0.83
貯 証 率			
期 末	4.67	3.03	1.64
期 中 平 均	3.96	2.59	1.37

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

○貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
設 備 資 金	7,610 (49.5)	7,482 (49.1)	128
運 転 資 金	7,772 (50.5)	7,745 (50.9)	27
合 計	15,386 (100.0)	15,232 (100.0)	154

(注) () 内は構成比です。

○貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
貯 金 等	211	225	△13
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	435	445	△10
そ の 他 担 保 物	129	123	6
計	776	794	△17
農業信用基金協会保証	7,432	7,429	3
そ の 他 保 証	249	192	56
計	7,682	7,622	59
信 用	6,927	6,816	111
合 計	15,386	15,232	153

○債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
貯 金 等	320	227	93
合 計	320	227	93

○農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和6年度	26	7	5	13	26
	令和5年度	44	10	14	19	44
危 険 債 権	令和6年度	196	124	57	5	187
	令和5年度	216	132	46	25	204
要管理債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
小 計	令和6年度	223	132	63	18	214
	令和5年度	260	143	60	44	248
正 常 債 権	令和6年度	15,507				
	令和5年度	15,222				
合 計	令和6年度	15,731				
	令和5年度	15,483				

- (注) 1. 「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 「要管理債権」とは、4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 「正常債権」は、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

○元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P61をご参照ください。

○貸出金償却の額

P62をご参照ください。

《有 価 証 券 等》

○種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
国 債	1,668	1,279	389
地 方 債	474	44	430
社 債	757	169	588
株 式	—	—	—
そ の 他 の 証 券	567	760	△193
合 計	3,466	2,252	1,214

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

○商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

○有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1 年 超 3年以下	3 年 超 5年以下	5 年 超 7年以下	7 年 超 10年以下	10 年 超	期 間 の 定 め の な い の	合 計
令 和 6 年 度								
国 債	—	—	—	—	300	2,200	—	2,500
地 方 債	—	—	—	—	620	100	—	720
社 債	—	—	100	100	700	—	—	900
受 益 証 券	—	239	—	—	—	—	—	239
令 和 5 年 度								
国 債	—	—	—	—	—	1,500	—	1,500
地 方 債	—	—	—	—	320	—	—	320
社 債	—	—	—	100	300	—	—	400
受 益 証 券	—	369	173	—	—	—	—	542

○取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 有価証券

(1) 有価証券の時価情報

- ・売買目的有価証券-----該当ありません。
- ・満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	—	—	—	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	600	577	△22	200	198	△1
合 計		600	577	△22	300	298	△1

- ・ 其他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評 価 差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	評 価 差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	100	100	0	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	10	10	0
	社 債	—	—	—	102	100	2
	小 計	100	100	0	112	110	2
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	2,154	2,365	△210	1,399	1,472	△73
	地 方 債	117	119	△2	9	10	△0
	社 債	866	899	△33	296	299	△2
	受 益 証 券	239	300	△60	542	600	△57
	小 計	3,378	3,684	△306	2,248	2,382	△133
合 計		3,478	3,784	△305	2,361	2,492	△130

(注) その他有価証券のうち時価のあるものについては時価評価を行っております。

(2) 当期中に売却した其他有価証券

該当ありません。

(3) 時価のない有価証券の主な内容と貸借対照表計上額

該当ありません。

(4) 当期中の有価証券の減損処理

該当ありません。

2. 金銭の信託

該当する取引はありません。

3. デリバティブ取引

該当する取引はありません。

4. 金融等デリバティブ取引

該当する取引はありません。

5. 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

○金融派生商品および先物外国為替取引の契約金額・想定元本額

該当する取引はありません。

○上場先物取引所に係る未決済の先物取引契約の約定金額およびその時価

該当する取引はありません。

■ 為替業務等

○内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度	
	仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替 (件 数)	(59,447)	(84,565)	(58,184)	(81,995)
金 額	47,839	47,896	48,892	46,167
代 金 取 立 (件 数)	(3)	—	—	(1)
金 額	3	—	—	0
雑 為 替 (件 数)	(1,880)	(2,428)	(1,981)	(2,710)
金 額	151	123	175	167
合 計 (件 数)	(61,330)	(86,993)	(60,165)	(84,706)
金 額	47,994	48,020	49,068	46,335

○外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

○外貨建資産残高

該当する資産はありません。

■ 平残・利回り等

○利益総括表

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
資 金 運 用 収 支	587	589	△1
役 務 取 引 等 収 支	20	18	1
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△36	△63	26
信 用 事 業 粗 利 益	607	608	0
(信用事業粗利益率)	0.67	0.68	0.00
事 業 粗 利 益	2,746	2,788	△41
(事業粗利益率)	2.52	2.55	△0.02
事 業 純 益	434	491	△56
実 質 事 業 純 益	434	491	△56
コ ア 事 業 純 益	434	491	△56
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	434	491	△56

○資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 6 年 度			令 和 5 年 度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	89,277	532	0.59	88,787	504	0.56
うち預金	70,174	351	0.50	71,722	336	0.46
うち有価証券	3,493	1	0.05	2,273	3	0.13
うち貸出金	15,609	179	1.14	14,791	165	1.11
資金調達勘定	88,191	43	0.04	87,704	13	0.01
うち貯金・定積	88,107	41	0.04	87,579	10	0.01
うち借入金	83	1	1.71	125	2	1.71
総資金利ざや	0.20			0.21		

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業分量配当金、奨励金が含まれています。

○受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度 増 減 額	令 和 5 年 度 増 減 額
受 取 利 息	27	5
うち 預 金	15	△1
うち 有 価 証 券	△1	△9
うち 貸 出 金	13	16
支 払 利 息	30	△1
うち 貯 金・定 期 積 金	30	△0
うち 譲 渡 性 貯 金	—	—
うち 借 入 金	△0	△0
差 引	△2	6

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

○利益率

(単位：%)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.40	0.42	△0.02
資 本 経 常 利 益 率	5.52	5.97	△0.45
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.29	0.28	0.00
資 本 当 期 純 利 益 率	4.03	4.03	0.00

(注) 算出方法は以下のとおり

総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高×100

総資産当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

資本当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 純資産勘定平均残高×100

○最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

種 類	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
経 常 収 益	14,332	14,806	13,968	14,990	14,976
信用事業収益	684	667	669	685	720
共済事業収益	316	306	323	349	349
農業関連事業収益	11,498	11,868	11,048	11,791	11,916
生活その他事業収益	1,802	1,826	1,876	2,126	1,919
営農指導事業収益	30	137	49	38	69
経 常 利 益	418	440	307	393	398
当 期 剰 余 金	305	297	148	293	235
出 資 金	3,835	3,917	4,008	4,057	4,116
(出 資 口 数)	(3,835,720)	(3,917,544)	(4,008,980)	(4,057,437)	(4,116,212)
純 資 産 額	11,298	11,364	11,401	11,414	11,288
総 資 産 額	101,437	101,766	100,146	101,278	100,537
貯 金 等 残 高	87,239	87,756	85,959	86,522	85,381
貸 出 金 残 高	15,386	15,232	12,916	11,646	11,866
有 価 証 券 残 高	4,078	2,661	1,701	1,021	1,039
剰 余 金 配 当 金 額	144	81	82	84	85
出資配当の額	44	46	47	48	49
事業利用分量配当の額	99	34	34	35	36
職 員 数	184	196	195	196	195
単 体 自 己 資 本 比 率	29.10	28.68	28.03	28.55	28.27

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 職員数は正職員のみを示しています。
 5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

○その他経営諸指標

	令和6年度	令和5年度
信用事業関係		
一職員当たり貯金残高	2,683百万円	2,694百万円
一店舗当たり貯金残高	14,540百万円	14,626百万円
一職員当たり貸出金残高	473百万円	468百万円
一店舗当たり貸出金残高	3,077百万円	3,047百万円
共済事業関係		
一職員当たり長期共済保有高	6,817百万円	6,127百万円
一店舗当たり長期共済保有高	31,152百万円	32,292百万円
経済事業関係		
一職員当たり購買品供給高	177百万円	185百万円
一職員当たり販売品販売高	728百万円	660百万円
一店舗当たり購買品供給高	568百万円	588百万円

- (注) 店舗数は貯金6店舗、貸出金5店舗、共済5店舗、経済16店舗(生産6店舗、生活10店舗)で計算したものです。職員数は正職員の数値を使用しています。

■ 共済事業取扱実績等

○長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和 6 年 度		令和 5 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 系	終 身 共 済	4,410	52,078,375	4,418	53,783,947
	定 期 生 命 共 済	136	1,610,950	130	1,575,400
	養 老 生 命 共 済	3,133	35,366,989	3,474	38,863,537
	う ち こ ど も 共 済	1,547	10,539,200	1,600	11,439,700
	医 療 共 済	4,719	955,700	4,706	995,200
	が ん 共 済	589	131,000	575	131,500
	定 期 医 療 共 済	66	151,500	69	152,500
	介 護 共 済	647	700,014	601	498,721
	認 知 病 共 済	48		41	
	生 活 障 害 共 済	138		102	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	298		251	
	年 金 共 済	2,518	10,000	2,508	20,000
建 物 更 生 共 済		3,912	63,447,430	4,002	64,135,430
合 計		20,614	154,451,959	20,877	160,156,236

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。
2. こども共済は養老生命共済の内書として表示しております。

○医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和 6 年 度		令和 5 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済			23,000		23,928
		4,719	181,426	4,706	155,720
が ん 共 済		589	3,717	575	3,662
定 期 医 療 共 済		66	328	69	343
合 計			27,045		27,933
		5,374	181,426	5,350	155,720

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

○介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和 6 年 度		令和 5 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済		647	1,134,497	601	851,388
認 知 症 共 済		48	86,000	41	70,000
生活障害共済(一時金型)		50	185,500	46	159,500
生活障害共済(定期年金型)		88	118,400	56	71,700
特 定 重 度 疾 病 共 済		298	455,200	251	384,200

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

○年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	1,735	884,853	1,736	885,788
年 金 開 始 後	783	425,156	772	416,119
合 計	2,518	1,310,010	2,508	1,301,907

(注) 金額は年金年額を記載しています。

○短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度			令 和 5 年 度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	926	13,125,600	9,932	901	12,716,950	9,810
自 動 車 共 済	11,520		360,326	11,457		356,280
傷 害 共 済	5,647	30,961,500	12,920	5,929	31,248,200	13,545
賠 償 責 任 共 済	111		491	127		407
自 賠 責 共 済	4,717		77,938	4,626		76,854
合 計	22,921		461,609	23,040		456,898

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。金額は、保障金額を表示しています。

■ 経済事業取扱実績等

○販売事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
野 菜	22,894,572	573,343	22,334,442	559,773
花 卉	137,526	2,751	161,896	3,238
き の こ	281,626	5,507	216,417	4,073
米	12,516	609	13,429	649
畜 産	2,978,814	36,543	2,881,217	34,063
合 計	26,305,056	618,754	25,607,402	601,796

○生産資材取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
肥 料	1,154,609	98,501	1,325,402	146,227
農 薬	1,356,826	113,798	1,299,393	89,589
ダ ン ボ ー ル	1,669,579	141,544	1,671,462	134,145
生 産 資 材	745,837	54,731	709,279	53,325
種 子	641,541	51,089	616,022	49,440
飼 料	861,346	13,346	925,161	14,443
農 機	838,411	100,906	1,002,377	98,384
合 計	7,268,152	573,918	7,549,098	585,555

○生活資材取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
食 品	62,567	10,690	93,238	13,050
生 活 用 品	76,974	6,736	70,454	7,054
燃 料	1,487,730	217,820	1,487,387	229,640
L P G	120,750	76,343	120,209	77,026
自 動 車	74,500	39,245	86,606	44,274
合 計	1,822,522	350,838	1,857,895	371,045

○指導事業収支の状況

(単位：千円)

支 出			収 入		
科 目	令和6年度	令和5年度	科 目	令和6年度	令和5年度
営農改善費	34,075	36,546	賦課金	4,142	4,244
畜産改善費	11,492	104,885	指導事業補助金	23,664	130,566
生活改善費	1,044	1,100	実費収入	2,335	2,533
農政活動費	636	746			
組織活動費	32,561	25,244			
教育情報費	2,943	874			
その他指導支出	625	931			
(指導支出計)	83,377	170,329	(指導収入計)	30,141	137,344
事業管理費	145,861	143,851	繰入金	199,097	176,835
計	229,239	314,180	計	229,239	314,180

○その他の事業

(単位：千円)

事業区分		令和6年度		令和5年度	
		取扱高	事業総利益	取扱高	事業総利益
利用事業	予冷库事業(小海)	100,089	33,280	101,951	37,653
	予冷库事業(川上)	318,320	91,931	330,387	99,699
	予冷库事業(南牧)	216,923	56,611	219,636	65,639
	予冷库事業(南相木)	40,347	8,572	37,275	7,979
	予冷库事業(野辺山)	101,635	28,170	95,268	26,931
	コンテナ事業(小海)	20,171	—	13,752	—
	コンテナ事業(川上)	368,824	2,869	354,353	3,720
	コンテナ事業(南牧)	60,926	150	46,394	150
	コンテナ事業(南相木)	13,050	—	10,315	—
	コンテナ事業(野辺山)	21,883	—	22,214	—
	花卉共選事業	3,197	445	3,828	1,029
	きのこ共選事業(小海)	11,093	68	7,594	△1,553
	そば刈取り事業(小海)	742	87	846	95
	種子センター事業(小海)	306	—	241	—
	コンバイン事業(川上)	245	117	220	220
	素牛センター事業(川上)	432	32	432	32
	育苗センター事業(南牧)	37,163	14,172	33,242	13,100
	トレンチャー事業(南牧)	461	23	480	24
	機械利用事業(南相木)	—	—	39	36
	種畜事業	45,481	9,424	44,442	9,329
	その他利用事業(畜産)	24,897	1,237	24,536	634
	野菜輸送事業(全支所)	2,949,257	—	3,109,804	△1,606
	セレモニー施設(生活事業)	233,175	20,169	205,932	17,976
	その他事業	0	0	—	0
	合計	4,568,626	267,364	4,663,190	281,091
直販事業	ｸﾘｰﾝ野菜センター事業(川上)	48,210	44,328	42,484	38,867
	合計	48,210	44,328	42,484	38,867

■ 会計監査人の監査の状況

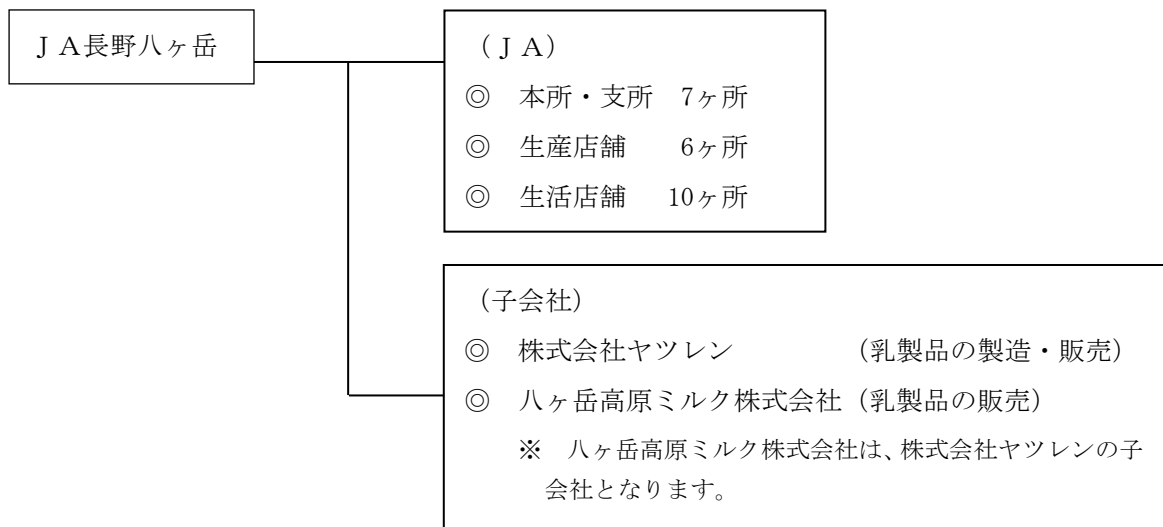
令和6年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

■ 連結情報

I. 組合及びその子会社等の概況に関する事項

1. 組合及びその子会社等の概要

J A長野八ヶ岳のグループは、当 J A、子会社 2 社で構成されています。



2. 組合の子会社等の概況

(単位：千円・%)

会 社 名	株式会社ヤツレン	八ヶ岳高原ミルク株式会社
主たる営業所又は事務所の所在地	南佐久郡 南牧村	南佐久郡 南牧村
設立年月日	平成13年8月24日	平成19年10月2日
資本金又は出資金	472,800	5,000
事業の内容	乳製品の製造・販売	乳製品の販売
議決権に対する当組合の所有割合	72.0	72.0
議決権に対する当組合を除く他の子会社等の所有割合	0.0	72.0

Ⅱ．組合及びその子会社等の主要な事業に関する事項を連結したもの

1．直近の事業年度における事業の概況

- 野菜販売事業は生産コスト、人件費、燃料などの高止まりが続き農家経営を圧迫している状況が続きました。本年度も異常気象が常態化する中ではありましたが、出荷数量は 1,942 万ケース、販売金額で 228.9 億円となりました。しかし、本年度もレタス類の廃棄事業が発動され、レタス 3 千ケース、サニー・リーフで 5 千ケースの廃棄となりました。対策として消費宣伝活動を行うとともに、出荷数量コントロールや事前売り込みを行いました。

青果物のコスト上昇分の価格転嫁については小売りの販売競争等もあり販売価格への反映は難しいのが現状ですが、量販店も少しずつ理解が進み、売価のベースUPがされつつあります。販売結果については畜産酪農、花卉、菌茸、米を含め売上金額263.0億円となりました。

- 信用事業は、JAバンクならではの金融仲介機能を最大限発揮すべく、貯金独自キャンペーンの実施、JAカード・JAバンクアプリ・ネットバンク・法人ネットバンク・通帳レス機能の普及による利便性の向上などに取り組みしました。また、貸出金については、JAバンク利子助成・保証料助成制度を活用した農業資金対応と新規顧客の拡大を目標とした住宅・小口ローンの独自キャンペーンを行った結果、貯金残高 872.3 億円、貸出金残高 153.8 億円となりました。
- 共済事業は、組合員・利用者本位に、寄り添う活動を中心とした推進活動の展開により均質な契約者サービスの提供による事業基盤の維持・拡大を基本方針として、新規契約を中心とした4基盤目標を設定し、めざすべき保有高確保に向けて、3Q訪問・あんしんチェック活動に取り組みしました。また、デジタル技術の活用により事務手続きの利便性向上と業務効率化に取り組んだ結果、長期共済新契約高は 61.5 億円、支払われた共済金は 27.6 億円となりました。
- 生産購買事業は、ウクライナ情勢や円安により端を発した、生産資材価格の高騰・高止まりは依然として続いており、国・県の助成は昨年より縮小される中で、生産資材独自奨励・市況対策等を実施し資材価格の抑制を行いました。結果として事業実績は 65.3 億円、前年対比 97.6%、計画対比 101.9%となりました。
- 農機事業は、円安の影響により農機具本体、部品等の値上げが続いたことからトラクター等の台数が減少し、供給高 8.3 億円、前年対比 83.6%、計画対比 93.2%。修理整備台数は担当職員が 1 名減になりましたが 3,560 台、前年対比 95.9%となりました。
- 生活購買事業（渉外センター、ななちゃんのお店）は、5 月末にて「まごころ宅配」がAコープへ移管し供給減となり、供給高は 1.3 億円、前年対比 85.1%となりました。耐久資材は新聞折り込みや広報誌での広告を出し、一定の成果を得て供給実績 3.7 億円、前年対比 100.8%となりました。

燃料事業は、令和5年度同様、小売り価格が前年度より高価で推移しましたが、数量も全油種で前年同等の供給高14.8億円、前年比100.0%となりました。また、燃料事業継続に向けて随時老朽化施設の改修や施設内機器の更新を行いました。

LPG事業は、保安推進業務と期限管理の強化により、組合員の皆様が安心・安全に使用できるLPガスの供給に努めました。今年度は、昨年度に引き続き長野県LPガス協会の価格高騰対策事業に参画し、対象の利用者様について12月ガス検針分の供給に補助を行いました。

自動車事業は、車検台数は前年度488台から今年度454台と減少しました、供給実績は今年度0.7億円、前年対比86.0%となりました。

葬祭事業は、現在家族葬や小規模葬が主流傾向となっておりコロナ禍前の供給実績には戻っていないのが現状ですが、今年度の供給実績2.3億円、前年対比113.0%となりました。あおぞら虹の会会員数は累計353名と順調に増加しております。

○ 株式会社ヤツレン（連結）

売上高は次のとおりです。

牛 乳	8,734,650千円	（前年対比 99.0%）
乳 製 品	793,454千円	（前年対比 104.0%）
ヨーグルト	1,618,918千円	（前年対比 115.3%）

当事業年度における我が国経済は、雇用や所得環境の改善などにより、緩やかな回復に向かう一方で、7月の日銀による政策金利の引き上げや世界的な資源価格の高騰、円安の進行による諸物価の上昇が続き、消費者の購買行動は低調に推移いたしました。国内食品業界も同様に、原材料・エネルギーコストの高騰が継続したことに加えて、物流コストも上昇の一途を辿っており、今後も厳しい経営環境が続くことが予想されます。酪農生産現場においても2年続けて乳価の改定が行なわれたものの、生乳生産コストの増嵩や後継者不足等による離農に歯止めがかからない状況となっており、将来に希望をもって営農を継続することが出来る環境整備が急務となっています。

このような状況のなか、当社は主力の牛乳売上が期を通して苦戦した一方で、消費者の健康志向の高まり等を背景に、ヨーグルト売上が大幅に増加した結果、第24期（令和6年度）の連結ベースの売上高は合計113億5千4百万円（前年対比101.7%）となり過去最高を更新いたしました。他方で、原材料費やエネルギーコスト、物流関連費用の上昇が利益を押し下げる要因となるなかにおいても、生乳生産意欲が減退せぬよう管内生産者への奨励策を実施し、酪農事業基盤の維持に努め、諸々のコストアップ分を可能な限り吸収した結果、連結経常利益は2億8千6百万円（前年対比87.2%）となり、過去最高益となった前年には届かなかったものの、年度計画を大きく上回る決算となりました。

2. 直近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:千円)

項 目	令和6年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和3年度末	令和2年度末
経 常 収 益	25,670,394	25,952,719	23,770,916	24,263,996	24,251,467
(うち信用事業)	684,635	667,132	669,564	684,679	719,925
(うち共済事業)	316,493	306,321	323,344	349,522	349,182
(うち購買事業)	8,228,796	8,522,243	7,872,694	8,787,643	8,546,320
(うち販売事業)	654,400	637,814	589,198	625,905	683,280
(うちその他事業)	15,786,068	15,819,209	14,316,116	13,816,241	13,952,757
経 常 利 益	701,085	765,471	379,849	526,508	634,703
当 期 利 益	504,386	439,331	195,020	383,242	392,884
総 資 産 額	103,280,763	103,361,802	101,596,666	102,544,828	101,955,267
純 資 産 額	13,366,990	13,238,268	12,997,813	13,060,609	12,846,217
連結自己資本比率	32.10%	31.52%	30.63%	31.14%	30.36%

(注) 1. 当グループでは連結部門別損益の作成は行っておりませんので、上記の区分としています。また、子会社はその他事業に含まれています。

2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

Ⅲ. 直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項及び連結したもの

1. 連結貸借対照表

令和6年度（令和7年2月28日現在）

令和5年度（令和6年2月29日現在）

（単位：千円）

科 目	令和6年度	令和5年度	科 目	令和6年度	令和5年度
（資産の部）			（負債の部）		
1 信用事業資産	89,501,107	89,564,019	1 信用事業負債	86,310,494	86,551,592
（1）現金	472,483	423,872	（1）貯金	85,726,274	86,156,953
（2）預金	69,035,726	70,860,756	（2）借入金	55,135	87,816
（3）有価証券	4,078,683	2,661,454	（3）その他の信用事業負債	209,028	79,797
（4）貸出金	15,386,365	15,231,270	（4）債務保証	320,056	227,024
（5）その他の信用事業資産	227,232	205,082	2 共済事業負債	282,211	263,563
（6）債務保証見返	320,056	227,024	（1）共済資金	148,465	131,589
（7）貸倒引当金	△19,439	△45,440	（2）その他の共済事業負債	133,745	131,974
2 共済事業資産	26,568	19,007	3 経済事業負債	1,675,204	1,728,825
（1）その他の共済事業資産	26,568	19,007	（1）経済事業未払金	1,636,181	1,677,583
3 経済事業資産	3,045,838	3,036,324	（2）その他の経済事業負債	39,023	51,240
（1）経済事業未収金	1,870,136	1,897,079	4 雑負債	1,044,013	966,089
（2）棚卸資産	1,050,317	1,028,736	5 諸引当金	601,849	613,464
（3）その他の経済事業資産	127,101	119,658	（1）賞与引当金	129,829	127,611
（4）貸倒引当金	△1,716	△9,151	（2）退職給付に係る負債	444,888	465,005
4 雑資産	648,549	862,436	（3）役員退職慰労準備金	27,132	20,847
5 固定資産	5,221,344	5,043,446			
（1）有形固定資産	5,210,095	5,027,902			
建物	6,951,496	6,686,741	負債の部合計	89,913,773	90,123,534
機械装置	5,085,453	4,805,357	（純資産の部）		
土地	764,662	781,610	1 組合員資本	13,005,837	12,747,756
リース資産	248,400	201,145	（1）出資金	3,835,720	3,917,544
建設仮勘定	3,500	60,000	（2）資本剰余金	85,378	69,669
その他の有形固定資産	2,600,459	2,450,815	（3）連結剰余金	9,201,261	8,844,090
減価償却累計額	△10,443,876	△9,957,767	（4）処分未済持分	△116,522	△83,547
（2）無形固定資産	11,249	15,544	2 評価・換算差額等	△305,904	△130,812
6 外部出資	4,640,560	4,640,560	（1）その他有価証券評価差額金	△305,904	△130,812
7 繰延税金資産	196,794	196,007	3 非支配株主持分	667,057	621,323
			純資産の部合計	13,366,990	13,238,268
資産の部合計	103,280,763	103,361,802	負債及び純資産の部合計	103,280,763	103,361,802

2. 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 令和6年3月 1日から 令和7年2月28日まで	令和5年度 令和5年3月 1日から 令和6年2月29日まで
1 事業総利益	3,218,092	3,238,024
(1) 信用事業収益	684,635	667,132
資金運用収益	631,195	602,815
(うち預金利息)	(351,411)	(336,021)
(うち有価証券利息)	(1,769)	(3,037)
(うち貸出金利息)	(179,127)	(165,226)
(うちその他受入利息)	(98,887)	(98,530)
役務取引等収益	31,015	29,231
その他経常収益	22,424	35,084
(2) 信用事業費用	113,058	122,195
資金調達費用	43,038	13,520
(うち貯金利息)	(41,301)	(10,924)
(うち給付補てん備金繰入)	(293)	(449)
(うち借入金利息)	(1,436)	(2,144)
(うちその他支払利息)	(6)	(2)
役務取引等費用	10,791	10,484
その他経常費用	59,228	98,190
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(3,187)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△26,001)	—
(うちその他)	(85,229)	(95,002)
信用事業総利益	571,576	544,937
(3) 共済事業収益	316,493	306,321
(4) 共済事業費用	15,152	13,949
共済事業総利益	301,341	292,372
(5) 購買事業収益	8,228,796	8,522,243
(6) 購買事業費用	7,388,680	7,640,940
購買事業総利益	840,115	881,303
(7) 販売事業収益	654,400	637,814
(8) 販売事業費用	16,117	16,641
販売事業総利益	638,282	621,173
(9) その他事業収益	15,786,068	15,819,209
(10) その他事業費用	14,919,291	14,920,969
その他事業総利益	866,777	898,240
2 事業管理費	2,661,132	2,613,426
(1) 人件費	1,756,613	1,756,056
(2) その他事業管理費	904,519	857,368
事業利益	556,960	624,598

科 目	令和6年度 令和6年3月 1日から 令和7年2月28日まで	令和5年度 令和5年3月 1日から 令和6年2月29日まで
3 事業外収益	490,646	449,204
（1）受取雑利息	744	1,193
（2）受取出資配当金	50,490	47,707
（3）その他の事業外収益	439,411	400,303
4 事業外費用	346,521	308,331
（1）その他の事業外費用	346,521	308,331
経 常 利 益	701,085	765,471
5 特別利益	2,926	492,927
（1）固定資産処分益	—	181
（2）一般補助金	2,026	491,786
（3）その他の特別利益	900	960
6 特別損失	38,467	527,624
（1）固定資産処分損	7,422	35,256
（2）固定資産圧縮損	2,026	491,786
（3）減損損失	29,018	581
税金等調整前当期利益	665,545	730,774
法人税、住民税及び事業税	161,946	226,489
法人税等調整額	△787	△4,448
法 人 税 等 合 計	161,159	222,041
当期利益	504,386	508,733
非支配株主に帰属する当期利益	△65,460	△69,402
当 期 剰 余 金	438,925	439,331

3. 連結剰余金計算書

（単位：千円）

科 目	令和6年度 令和6年3月 1日から 令和7年2月28日まで	令和5年度 令和5年3月 1日から 令和6年2月29日まで
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	69,669	—
2 資本剰余金増加高	15,708	69,669
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	85,378	69,669
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	8,844,090	8,487,423
2 利益剰余金増加高	438,925	439,331
当期剰余金	438,925	439,331
3 利益剰余金減少高	81,754	82,664
配当金	81,754	82,664
4 利益剰余金期末残高	9,201,261	8,844,090

連 結 注 記 表

【令和6年度】

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 2社

株式会社ヤツレン

八ヶ岳高原ミルク株式会社（株式会社ヤツレンの子会社。従って株式会社ヤツレンと連結されたものを、更に長野八ヶ岳農業協同組合と連結しています。）

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

4. のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

該当事項はありません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）

・其他有価証券・・・①時 価 の あ る も の：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・購買品（生産資材・燃料等）・・・・ 総平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・購買品（農機・自動車）・・・・ 個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低

下に基づく簿価切下げの方法)

- ・ 購買品（生活店舗品・部品等）・・・ 売価還元法による低価法
- ・ 乳製品の原材料・・・・・・・・・ 最終仕入原価法による原価法
- ・ 乳製品（株式会社ヤツレン）・・・・ 売価還元法
- ・ 半製品・・・・・・・・・ 平均法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

有形固定資産及び無形固定資産については、リース期間を耐用年数とする定額法に拠っております。

4. 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

5. 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上していま

す。

6. 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

7. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程（長野八ヶ岳農業協同組合）・役員退任慰労準備金積立規程（株式会社ヤツレン）に基づく期末要支給額を計上しています。

8. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

（1）購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（2）販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（3）利用事業

予冷库・共同選荷場・セレモニー事業等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（4）直販事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して業者等に直接販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

9. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

10. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

1 1. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部利益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅲ 連結貸借対照表に関する注記

1. 固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額については1,363,723千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧 縮 記 帳 額
建 物	496,255
機 械 装 置	70,565
土 地	19,904
そ の 他 固 定 資 産	76,998
合 計	1,363,723

2. 担保に供している資産

定期預金1,750,000千円を為替決済の担保に、定期預金18,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに

掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は26,740千円、危険債権額は196,686千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は223,426千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 連結損益計算書に関する注記

1. 減損会計に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、信用共済・営農・経済事業の管理会計部門別損益を把握し事業運営・経営管理を行っており、投資の意思決定を行う単位として地理的事業所立地により、信用事業・共済事業・生産購買事業・販売事業・各地区利用事業は、5支所のグループ（小海支所、川上支所、南牧支所、南相木支所、野辺山支所）ごとに、また、7給油所、1葬祭センター、1自動車センターについては各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、農業関連施設（クリーン野菜センター・育苗センター・農機センター）、南牧生活店舗「ななちゃんのお店」は、他の資産グループや地域の組合員によるJA事業利用を促進することにより、一般資産のキャッシュ・フロー生成に関連していることから全体共用資産としています。

賃貸資産及び遊休資産は各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
自動車センター	営業用店舗	機械装置他	
海ノ口SS	営業用店舗	建物他	
川上堆肥センター	遊休	土 地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

自動車センターについては、当該店舗の営業収支が連続して赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

海ノ口SSについては、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、遊休資産である川上堆肥センターについては、早期処分対象であることから、回収可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	合 計	建 物	機 械 装 置	土 地	其他有形固定資産	無形固定資産
自動車センター	2,823	—	1,470	—	845	507
海ノ口SS	9,246	5,394	1,730	—	2,122	—
川上堆肥センター	16,948	—	—	16,948	—	—

(4) 回収可能価額の算定方法

自動車センター、海ノ口SS、川上堆肥センターの固定資産の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金は主に農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（其他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所にリスク統括室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.67%上昇したものと想定した場合には、経済価値が535,886千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま

す。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	69,035,726	68,790,926	△244,800
系統預金	67,535,726	67,394,416	△141,310
系統外預金	1,500,000	1,396,510	△103,489
有価証券	4,078,683	4,056,503	△22,180
満期保有目的の債券	600,000	577,820	△22,180
其他有価証券	3,478,683	3,478,683	—
貸出金	15,386,365		
貸倒引当金(※)	△19,439		
貸倒引当金控除後	15,366,926	14,957,922	△409,004
資 産 計	88,481,335	87,805,351	△675,984
貯金	85,726,274	85,531,788	△194,485
負 債 計	85,726,274	85,531,788	△194,485

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

資 産

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によります。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリ

ーレートであるO I S レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

負 債

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーーレートであるO I S レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (※)	4,640,560

(※) 外部出資は、全て市場価格はなく時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	69,035,726	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	600,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	80,550	159,300	—	100,000	3,420,000
貸出金 (※1・2)	1,941,764	1,113,042	967,906	831,390	714,841	9,808,740
合 計	70,977,490	1,193,592	1,127,206	831,390	814,841	13,828,740

(※1) 貸出金のうち、当座貸越573,800千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等8,679千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (※)	81,951,810	1,296,578	1,321,223	347,636	555,327	253,697

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	600,000	577,820	△22,180
合 計		600,000	577,820	△22,180

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	地方債	100,590	100,000	590
	小 計	100,590	100,000	590
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	2,154,880	2,365,599	△210,719
	地方債	117,003	119,547	△2,544
	社 債	866,360	899,439	△33,079
	受益証券	239,850	300,000	△60,150
	小 計	3,378,093	3,684,587	△306,494
合 計		3,478,683	3,784,587	△305,904

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

4. 当事業年度において、減損処理を行った有価証券

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

VII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付

債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	465,005千円
退職給付費用	131,454千円
退職給付の支払額	△84,382千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△67,189千円</u>
期末における退職給付引当金	444,888千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,484,650千円
特定退職金共済制度	<u>△1,039,762千円</u>
未積立退職給付債務	<u>444,888千円</u>
退職給付引当金	444,888千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	131,454千円
----------------	-----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金15,884千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、118,745千円となっています。

VIII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

資産除去債務	50,682千円
退職給付引当金	122,482千円
役員退職慰労引当金	7,410千円
賞与引当金	35,849千円
減損損失	47,618千円
未払事業税	7,838千円
未払費用	23,395千円
その他	<u>114,328千円</u>
繰延税金資産小計	409,605千円
評価性引当額	<u>△193,724千円</u>
繰延税金資産合計（A）	215,881千円

繰延税金負債	
資産除去費用	12,429千円
未収預金利息	6,657千円
繰延税金負債合計（B）	19,086千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	196,794千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.21%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.34%
事業利用分量配当金の損金に算入された項目	△4.09%
住民税均等割等	0.69%
評価性引当額の増減	1.55%
法人税等還付税額	△2.14%
その他	△1.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.08%

3. 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和9年3月1日以降の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率が、当事業年度の27.23%から、27.94%に変更されます。この変更による影響は軽微です。

IX 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～42年、割引率は0%～3.0%を採用しています。

（3）当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	227,492千円
時の経過による調整額	297千円
期末残高	227,789千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当 J A の施設に関して、不動産賃貸契約に基づき退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当 J A が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

【令和5年度】

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 2 社

株式会社ヤツレン

八ヶ岳高原ミルク株式会社（株式会社ヤツレンの子会社。従って株式会社ヤツレンと連結されたものを、更に長野八ヶ岳農業協同組合と連結しています。）

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結されるすべての子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

4. のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

該当事項はありません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）

・その他有価証券・・・①時 価 の あ る も の：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・購買品（生産資材・燃料等）・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・購買品（農機・自動車）・・・個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・購買品（生活店舗品・部品等）・・・売価還元法による低価法

・乳製品の原材料・・・最終仕入原価法による原価法

・乳製品（株式会社ヤツレン）・・・売価還元法

・半製品・・・平均法

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月

1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

有形固定資産及び無形固定資産については、リース期間を耐用年数とする定額法に拠っております。

4. 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

5. 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

6. 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

7. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金積立規程（長野八ヶ岳農業協同組合）・役員退任慰労準備金積立規程（株式会社ヤツレン）に基づく期末要支給額を計上しています。

8. 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先

等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 利用事業

予冷库・共同選荷場・セレモニー事業等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(4) 直販事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して業者等に直接販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

9. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

10. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

11. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部利益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

III 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1. 固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額については1,362,917千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧 縮 記 帳 額
建 物	496,255
機 械 装 置	70,565
土 地	19,904
そ の 他 固 定 資 産	76,192
合 計	1,362,917

2. 担保に供している資産

定期預金1,750,000千円を為替決済の担保に、定期預金18,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は44,158千円、危険債権額は216,757千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は260,915千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 連結損益計算書に関する注記

1. 減損会計に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合は、信用共済・営農・経済事業の管理会計部門別損益を把握し事業運営・経営管理を行っており、投資の意思決定を行う単位として地理的事業所立地により、信用事業・共済事業・生産購買事業・販売事業・各地区利用事業は、5支所のグループ（小海支所、川上支所、南牧支所、南相木支所、野辺山支所）ごとに、また、7給油所、1葬祭センター、1自動車センターについては各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、農業関連施設（クリーン野菜センター・育苗センター・農機センター）、南牧生活店舗「ななちゃんのお店」は、他の資産グループや地域の組合員によるJA事業利用を促進することにより、一般資産のキャッシュ・フロー生成に関連していることから全体共用資産としています。

貸貸資産及び遊休資産は各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
自動車センター	営業用店舗	機械装置他

(2) 減損損失の認識に至った経緯

自動車センターについては、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	合 計	建 物	機 械 装 置	土 地	その他有形固定資産	無形固定資産
自動車センター	581	—	305	—	—	276

(4) 回収可能価額の算定方法

自動車センターの固定資産の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金は主に農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所にリスク統括室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.33%上昇したものと想定した場合には、経済価値が173,535千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（３）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	70,860,756	70,785,695	△75,061
系統預金	69,360,756	69,342,909	△17,847
系統外預金	1,500,000	1,442,786	△57,213
有価証券	2,661,454	2,660,264	△1,190
満期保有目的の債券	300,000	298,810	△1,190
其他有価証券	2,361,454	2,361,454	—
貸出金	15,231,270		
貸倒引当金（※）	△45,440		
貸倒引当金控除後	15,185,829	15,181,691	△4,138
資 産 計	88,708,040	88,627,650	△80,389
貯金	86,156,953	86,110,532	△46,420
負 債 計	86,156,953	86,110,532	△46,420

（※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

資 産

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるＯＩＳレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によります。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリ

ーレートであるO I S レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

負 債

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I S レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(※)	4,640,560

(※) 外部出資は、全て市場価格はなく時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	70,860,756	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	300,000
その他有価証券のうち	—	282,000	87,360	173,300	—	1,920,000
満期があるもの						
貸出金(※1・2)	1,995,073	1,058,854	973,070	816,230	693,813	9,686,848
合 計	72,855,830	1,340,854	1,060,430	989,530	693,813	11,906,848

(※1) 貸出金のうち、当座貸越622,966千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等7,377千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金(※)	82,610,075	1,783,296	1,035,567	228,385	343,321	156,307

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VII 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	100,000	100,060	60
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	200,000	198,750	△1,250
合 計		300,000	298,810	△1,190

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超える もの	地方債	10,088	10,000	88
	社 債	102,860	100,000	2,860
	小 計	112,948	110,000	2,948
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超え ないもの	国 債	1,399,350	1,472,930	△73,580
	地方債	9,776	10,000	△224
	社 債	296,720	299,335	△2,615
	受益証券	542,660	600,000	△57,340
	小 計	2,248,506	2,382,266	△133,760
合 計		2,361,454	2,492,266	△130,812

2. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他有価証券はありません。

3. 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

4. 当事業年度において、減損処理を行った有価証券

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

VIII 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	470,213千円
退職給付費用	110,111千円
退職給付の支払額	△50,266千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△64,054千円</u>
期末における退職給付引当金	465,005千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務（共済会掛金含む）	1,549,441千円
特定退職金共済制度	<u>△1,084,436千円</u>
未積立退職給付債務	<u>465,005千円</u>
退職給付引当金	465,005千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	110,111千円
----------------	-----------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図る

ための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金17,722千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、135,753千円となっています。

IX 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,512千円
資産除去債務	50,651千円
退職給付引当金	127,657千円
役員退職慰労引当金	5,694千円
賞与引当金	35,206千円
減損損失	43,878千円
未払事業税	11,609千円
未払費用	22,901千円
その他	55,342千円
繰延税金資産小計	354,455千円
評価性引当額	△135,711千円
繰延税金資産合計（A）	218,743千円
繰延税金負債	
資産除去費用	15,829千円
未収預金利息	6,907千円
繰延税金負債合計（B）	22,736千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	196,007千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.07%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.15%
事業利用分量配当金の損金に算入された項目	△1.30%
法人税の特別控除	△0.06%
住民税均等割等	0.62%
税務調査に伴う追徴額	△2.73%
評価性引当額の増減	△0.41%
その他	7.12%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.38%

X 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記8. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～46年、割引率は0%～3.0%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	227,195千円
時の経過による調整額	296千円
期末残高	227,492千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当JAの施設に関して、不動産賃借契約に基づき退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設等は当JAが事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。

また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

○農協法に基づく開示債権残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	26	44	17
危険債権額	196	216	△20
要管理債権額	—	—	—
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
小 計	223	260	△37
正常債権額	15,507	15,222	284
合 計	15,731	15,483	247

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 「要管理債権」とは、4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 「正常債権」は、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

○連結事業年度の事業別経常収益等

連結事業別経営状況

(単位：千円)

項 目	経 常 収 益		経 常 利 益		総 資 産	
	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
信 用 事 業	684,636	667,257	201,631	188,410	89,948,702	90,011,147
共 済 事 業	316,663	306,474	78,893	40,139	281,887	286,868
農 業 関 連 事 業	11,498,295	11,868,679	336,844	372,745	4,246,813	4,231,925
生活その他事業	1,802,515	1,826,424	△4,905	11,451	988,666	1,003,097
そ の 他 の 事 業	11,349,488	11,161,860	293,719	341,144	3,676,330	3,519,022
合 計	25,651,600	25,830,696	906,182	953,891	99,142,401	99,052,061

- (注) 1. 経常収益、その他の事業は連結調整後の子会社の数値であり、組合本体の営農指導事業は含まれておりません。
2. 経常利益は管理部門配賦後の数値です。なお、経常収益同様営農指導事業は含まれておりません。
3. 総資産には指導部門並びに管理部門の資産及び雑資産を含めておりません。

■ 連結自己資本の充実の状況

○連結の範囲に関する事項

- ・連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点

相違点はありません。

- ・連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

- ・連結子会社数 2社

- ・主要な連結子会社

名 称	主要な業務内容
株式会社ヤツレン	乳製品の製造・販売
ハヶ岳高原ミルク株式会社	乳製品の販売

- ・比例連結が適用される関連法人

該当ありません。

- ・控除項目の対象となる会社

該当ありません。

- ・従属業務を営む会社であって、連結グループに属していない会社

該当ありません。

- ・連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当ありません。

- ・規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

○連結自己資本比率の状況

令和6年度における連結自己資本比率は32.10%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

- 普通出資による資本調達額 3,921百万円（前年度3,987百万円）

○連結自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	12,860,885	12,666,002
うち、出資金及び資本準備金の額	3,921,098	3,987,213
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	9,201,261	8,844,090
うち、外部流出予定額 (△)	144,952	81,754
うち、上記以外に該当するものの額	△116,522	△83,547
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	667,057	621,323

項 目	令和6年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	763	785
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	763	785
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	13, 528, 706	13, 288, 110
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	11, 249	15, 544
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	11, 249	15, 544
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	11, 249	15, 544
連結自己資本		
連結自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	13, 517, 456	13, 272, 566
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	36, 221, 350	36, 357, 375
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5, 894, 771	5, 750, 298
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	42, 116, 122	42, 107, 673
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	32. 10%	31. 52%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当連結グループは信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

■ 自己資本の充実度に関する事項

○信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和6年度			令和5年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	472,483	—	—	423,872	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,472,410	—	—	1,477,302	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	2,808,439	—	—	2,167,177	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	73,076,659	14,615,332	584,613	74,890,265	14,978,053	599,122
	法人等向け	1,631,526	797,189	31,887	1,110,038	648,982	25,959
	中小企業等向け及び個人向け	785,186	424,504	16,980	866,329	445,875	17,835
	抵当権付住宅ローン	246,980	82,569	3,302	280,240	92,904	3,716
	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	三月以上延滞等	71,814	107,717	4,308	24,417	23,107	924
	取立未済手形	6,497	1,299	51	4,032	806	32
	信用保証協会等保証付	7,440,154	721,068	28,842	7,434,568	718,960	28,758
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	1,058,020	1,058,020	42,320	1,057,920	1,057,920	42,316
	（うち出資等のエクスポージャー）	1,058,020	1,058,020	42,320	1,057,920	1,057,920	42,316
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上記以外	13,063,131	18,413,050	736,522	13,032,103	18,389,869	735,594
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	3,582,540	8,956,350	358,254	3,582,540	8,956,350	358,254
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージ	9,480,591	9,456,700	378,268	9,449,563	9,433,519	377,340

			令和6年度			令和5年度		
信用リスク・アセット			エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
		ヤー)						
	証券化		—	—	—	—	—	—
		(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
		(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化		—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		300,000	600	24	600,000	900	36
		(うちルックスルー方式)	300,000	600	24	600,000	900	36
		(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
		(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計		103,433,304	36,221,350	1,448,854	103,368,268	36,357,378	1,454,295
	CVAリスク相当額÷8%		—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		103,433,304	36,221,350	1,448,854	103,368,268	36,357,378	1,454,295	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
		5,894,771	235,790		5,750,298	230,011		
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
		42,116,122	1,684,644		42,107,673	1,684,306		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>
- (粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

÷ 8%

■ 信用リスクに関する事項

○リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P11 信用リスク管理体制)をご参照ください。

○標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、S & P グローバル・レーティング (S & P)、フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

○信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令 和 6 年 度				令 和 5 年 度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	103,133	15,731	4,094	71	102,768	15,481	2,197	24
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		103,133	15,731	4,094	71	102,768	15,481	2,197	24
法人	農業	64	64	—	—	110	110	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	3	—	—	—	3	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	320	320	—	—	226	226	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	702	—	702	—	300	—	300	—
	運輸・通信業	130	0	100	—	131	1	100	—
	金融・保険業	76,825	4,000	100	—	78,535	4,000	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,315	350	—	—	1,353	388	—	—
	日本国政府・地方公共団体	5,280	2,088	3,192	—	3,644	1,847	1,797	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	8,951	8,906	—	71	8,922	8,906	—	24
	その他	9,538	—	—	—	9,538	—	—	—
業種別残高計		103,133	15,731	4,094	71	102,768	15,481	2,197	24
	1年以下	70,018	946	—		71,946	1,063	—	
	1年超3年以下	878	878	—		784	784	—	
	3年超5年以下	1,030	930	100		995	995	—	
	5年超7年以下	812	712	99		862	762	99	
	7年超10年以下	4,371	2,748	1,623		3,196	2,575	621	
	10年超	11,595	9,323	2,271		10,583	9,106	1,477	
	期限の定めのないもの	14,426	190	—		14,398	193	—	
残存期間別残高計		103,133	15,731	4,094		102,768	15,481	2,197	

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令 和 6 年 度					令 和 5 年 度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	—	0	0	3	0	—	3	0
個別貸倒引当金	53	20	—	53	20	44	53	0	43	53

○業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令 和 6 年 度						令 和 5 年 度					
		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
地 域 別	国 内	53	20	—	53	20		44	53	—	44	53	
	国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
	計	53	20	—	53	20		44	53	0	43	53	
業 種 別	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	0	—	0	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	53	20	—	53	20	—	44	53	—	43	53	—
	計	53	20	—	53	20	—	44	53	0	43	53	—

○信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令 和 6 年 度			令 和 5 年 度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	6,537	6,537	—	4,795	4,795
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	7,210	7,210	—	7,189	7,189
	リスク・ウェイト 20%	200	73,083	73,283	100	74,894	74,994
	リスク・ウェイト 35%	—	242	242	—	274	274
	リスク・ウェイト 50%	702	5	707	300	8	308
	リスク・ウェイト 75%	—	574	574	—	622	622
	リスク・ウェイト100%	—	10,921	10,921	—	10,993	10,993
	リスク・ウェイト150%	—	71	71	—	7	7
	リスク・ウェイト250%	—	3,582	3,582	—	3,582	3,582
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
合 計		902	102,230	103,133	400	102,367	102,768

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P63）をご参照ください。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区 分	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引 業者向け	—	—	—	—
法人等向け	318	—	224	—
中小企業等向け及び個人向け	85	4	104	6
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	14	0	—	1
合 計	417	5	328	7

- （注） 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

○オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方法及び手段の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続きに準じたリスク管理を行っています。J Aの信用リスク管理の方法及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P11～12）をご参照ください。

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

○出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続きに準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等

の具体的内容は、単体の開示内容（P64）をご参照ください。

○出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,640	4,640	4,640	4,640
合計	4,640	4,640	4,640	4,640

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

○出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

○連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

○連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和6年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	300	600
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

■ 金利リスクに関する事項

○金利リスク算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスク算定方法に準じた方法により行っています。
J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P65）をご参照ください。

○金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	961	935	106	87
2	下方パラレルシフト	0	0	0	9
3	スティープ化	860	936		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	75	103		
6	短期金利低下	126	171		
7	最大値	961	936	106	87
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	13,517		13,272	

- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

確 認 書

令和6年3月1日から令和7年2月28日までの事業年度における財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかわる内部監査の有効性を確認しております。

令和7年4月24日

長野八ヶ岳農業協同組合
代表理事組合長

津金 一



常務理事

田井 秀



索引

あ行

医療系共済の共済金額保有高	78
受取・支払利息の増減額	76
沿革・歩み	28
主な手数料	22

か行

会計監査人の監査の状況	81
会計監査人の氏名又は名称	27
介護系その他の共済の共済金額保有高	78
確認書	122
貸出運営についての考え方	10
貸出金の業種別残高	69
貸出金の金利条件別残高内訳	68
貸出金の使途別内訳	70
貸出金の担保別内訳	70
科目別貸出金残高	68
科目別貸出金平均残高	68
科目別貯金残高	67
科目別貯金平均残高	68
為替業務等	75
共済事業取扱実績等	78
業績	2
業務・事務の効率化への取り組み	14
金利リスクに関する事項	65
金利リスクに関する事項（連結）	121
金融ＡＤＲ制度への対応	13
金融円滑化にかかる基本方針	13
金融商品の勧誘方針	9
組合員数	23
組合員組織の状況	23
組合及びその子会社等の概況に関する事項	82
組合及びその子会社等の主要な事業に関する事項を連結したもの	83
経済事業取扱実績等	79
経費の内訳	56
ごあいさつ	1
個人情報保護方針	8

さ行

最近５年間の主要な経営指標	77
債務保証見返額の担保別内訳	70
J A 自己改革の取り組み	16
J Aバンク基本方針に基づく「J Aバンクシステム」	10
事業のご案内	17
事業方針	4
資金運用収支の内訳	76
自己資本の充実度に関する事項	58
自己資本の充実度に関する事項（連結）	114
自己資本の充実の状況	56
指導事業収支の状況	80
社会的責任への取り組み	14
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	64
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項（連結）	119
取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	73
主要な農業関係の貸出金残高	69
種類別有価証券平均残高	72
証券窓口販売	20
剰余金処分計算書	54

職員の内訳	25
資料編	29
信用事業取扱実績等	67
信用リスク削減手法に関する事項	63
信用リスク削減手法に関する事項（連結）	119
信用リスクに関する事項	60
信用リスクに関する事項（連結）	116
生活資材取扱実績	80
生産資材取扱実績	79
組織機構	26
その他経営諸指標	77
その他の事業	81
その他の商品・サービス	21
損益計算書	31

た行

貸借対照表	30
短期共済新契約高	79
地域貢献情報	15
地区	27
注記表	32
長期共済保有高	78
貯金商品一覧表	18
貯貸率・貯証率	70
直近の２連結会計年度における財産の状況に関する事項及び連結したもの	86
店舗一覧	27
当組合の組織	23
特定信用事業代理業者の状況	27

な行

内国為替取扱実績	75
内部監査体制	12
内部統制基本方針	5
年金共済の年金保有高	79
農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法	
開示債権区分に基づく債権の保全状況	71
農業振興活動	16

は行

販売取扱実績	79
平残・利回り等	75
法令遵守の体制	7

や行

役員	24
有価証券残存期間別残高	72
融資商品一覧表	19

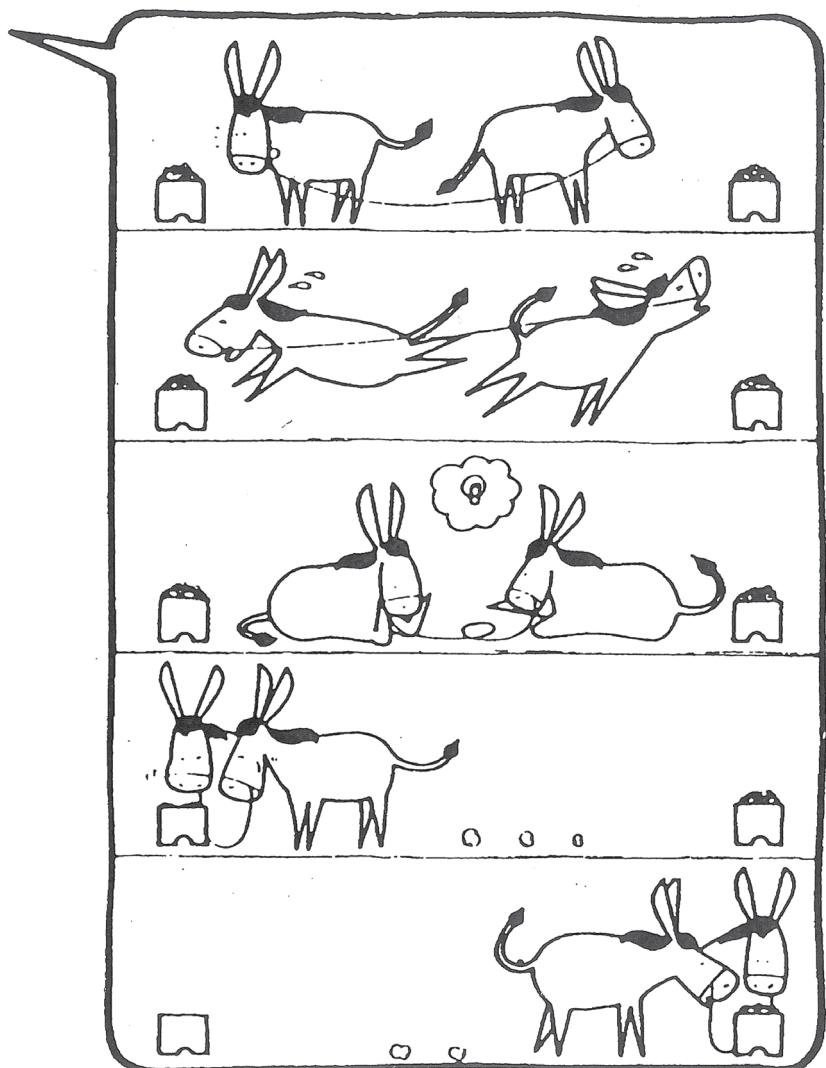
ら行

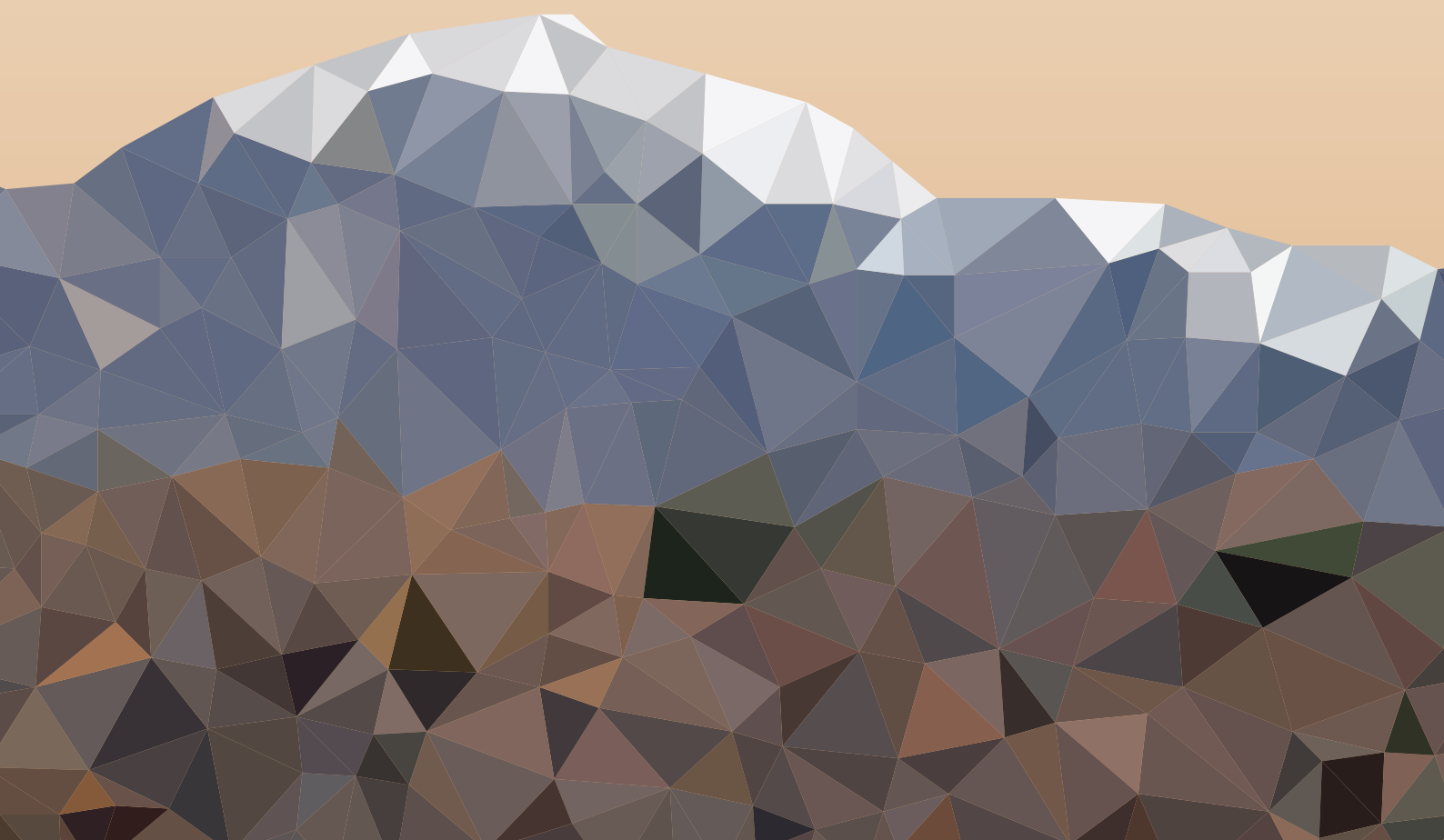
利益総括表	75
利益率	76
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	65
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項（連結）	120
リスク管理体制	11
連結自己資本の充実の状況	112
連結情報	82
連結剰余金計算書	88
連結損益計算書	87
連結貸借対照表	86
連結注記表	89

「協同」とは……………？

（一人は万人のために
万人は一人のために）

この絵は、お互いが身勝手にふるまうよりも力をあわせることの大切さを教えています。協同組合はこのように一人ひとりの組合員が手をつなぎ、力をあわせることから始まっています。





●発行：長野八ヶ岳農業協同組合 ●〒384-1305 長野県南佐久郡南牧村大字野辺山106番地の1
●<https://www.ja-yatugatake.iijan.or.jp/> ●TEL:0267-91-1101(代表) FAX:0267-91-1102
●編集：企画総務部 企画管理課